

# RIETI Highlight

2009 SUMMER  
VOL. 25

## [Research Digest]

日米企業の研究開発の  
相違点を探る

長岡 貞男 研究主幹・ファカルティフェロー

## [シンポジウム開催報告]

大規模業務データから何を学ぶか  
～経済学と物理学の統合アプローチ～



## [特集]

# 雇用危機 克服への処方箋

# RIETI Highlight



2009 SUMMER  
VOL. 25

\* Highlight TOPICS CEPR-RIETI 国際ワークショップ&ミニワークショップ ..... 1

## \* 雇用危機 克服への処方箋 ..... 2

Opinion 「日本版フレキシビリティ・アプローチ」の導入を 鶴 光太郎 SF ..... 3

Opinion 景気悪化と非正規雇用 大竹 文雄 ..... 5

Opinion 非正規問題の本質はどこにあるのか？ 水町 勇一郎 ..... 8

Opinion 正社員と非正社員の格差解消の方向性 島田 陽一 ..... 10

Opinion 雇用の非正規化・長時間労働の原因探れ 川口 大司 FF ..... 12

Opinion 冷静さが求められる製造派遣の議論 小嶋 典明 ..... 13

シンポジウム 開催レポート 労働時間改革 —日本の働き方をいかに変えるか— ..... 14

Book Review Vol.6 労働市場制度改革 治部 れんげ ..... 19

## \* ResearchDigest ResearchDigest は、フェローの研究成果として発表された Discussion Paper を取り上げ、論文の問題意識、主要なポイント、政策的インプリケーションなどを著者へのインタビューを通してわかりやすく紹介するものです。

日米企業の研究開発の相違点を探る 長岡 貞男 RC/FF ..... 20

担保は国内中小企業のパフォーマンスにどのような影響をおよぼすのか 植杉 威一郎 CF ..... 24

地点（郵便切手）送電料金制のもとでの電力会社間精算 八田 達夫 FF ..... 28

中国の台頭とその近隣外交 高原 明生 ..... 32



開催報告 インセンティブ構造としての企業法 ..... 36

開催報告 大規模業務データから何を学ぶか ..... 38

国際ワークショップ / 通産政策史編纂—欧州調査出張報告 ..... 40

Book Review Vol.7 「フードセキュリティ」 大泉 一貫 ..... 41

コラム 金融と経済構造 後藤 康雄 SF ..... 42

RIETI Discussion Paper(DP) 紹介 ..... 44

BBL セミナー開催実績 ..... 45

### 略 語

RC: リサーチカウンセラー（研究主幹）  
 SF: シニアフェロー（上席研究員）  
 F: フェロー（研究員）  
 FF: ファカルティフェロー  
 CF: コンサルティングフェロー  
 VF: ヴィジティングフェロー  
 VS: ヴィジティングスカラー  
 RA: リサーチアソシエイト  
 \* 役職は執筆当時のもの

発行：独立行政法人 経済産業研究所  
 〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1  
 URL: <http://www.rieti.go.jp/>

お問合せ：広報  
 TEL: 03-3501-1375 FAX: 03-3501-8416  
 Email: [pr-general@rieti.go.jp](mailto:pr-general@rieti.go.jp)  
 ISSN 1349-7170  
 DTP・印刷：株式会社イマリコーポレーション

※本誌掲載の記事、写真等の無断複製、複写、転載を禁じます。

## CEPR-RIETI 国際ワークショップ 「企業の国際化：日欧比較」

### CEPR-RIETI ミニワークショップ

## 「世界経済危機下の貿易政策：保護主義にどう立ち向かうか」

若杉隆平 RC/FF (京都大学) が研究リーダーを務める「国際貿易と企業」研究プロジェクトの一環として、2009年3月27日に「企業の国際化：日欧比較」と題するワークショップを開催した。

本研究プロジェクトは、日本の企業レベルデータを利用して日本企業の国際化（輸出や外国直接投資など）に関する研究を行うとともに、ヨーロッパにおける主要な研究機関である CEPR (Centre for Economic Policy Research) との研究交流を深め、日欧の企業の国際化の比較を行っている。今回のワークショップでは、若杉 RC/FF や戸堂康之



CEPR の Mayer 教授 (左) & Baldwin 教授 (右)

FF (東京大学) などによるこれまでの研究成果の発表と共に、CEPR から招いた世界的に著名な国際経済学者である Richard Baldwin 教授 (ジュネーブ国際研究大学) と Thierry Mayer 教授 (パリ第 1 大学) による研究発表も行われた。

また、ランチタイムを利用して開催したミニワークショップ「世界経済危機下での貿易政策：保護主義にどう立ち向かうか」では、Baldwin 教授と宗像直子通商機構部参事官 (経済産業省) が講演を行い、目前に控えた G20 に向けて以下の提言が行われた。

**Baldwin 教授：**世界のリーダーによる、昨年 11 月の G20 における公約が必ずしも遵守されていないこと、また、今回の危機が世界金融システムの脆弱性および相互関連性に端を発しており、危機の結果、投資家や消費者の不安心理が製造業や世界市場を低迷させるとともに、国際的な生産網の発達の結果、貿易が需要以上に急減したことを指摘。4 月の G20 へ向けての 5 つの提言として、1) WTO ほか独立機関による保護主義の監視、2) 危機が去ったあとに危機対応措置等を撤廃する方策の検討、3) ドーハ・ラウンドを軌道に戻すこと、4) グリーン保護主義の排除、5) G20 における貿易アジェンダの制度化、などを挙げた。

**宗像氏：**経済産業省がジェットロなど関係機関、関係省庁などと協力して行っている各国の貿易措置の監視体制について説明。各国が貿易障壁を導入する前に働きかけることで、貿易制限的な措置が軽減される効果が出ていると報告した。また、現下の危機ではアンチ・ダンピング措置の濫用防止の重要性が増していると指摘。保護主義に対抗するために考えられる国際的対応として、1) 監視と相互牽制、2) 危機対応措置に関する許容範囲の明確化、3) 危機対応措置への期限の設定、4) 現状維持協定、5) ドーハ開発アジェンダ (DDA) の妥結、の 5 つを挙げた。特に DDA の重要性を強調し、最近の米国議会メンバーや産業界のリーダーの間で DDA 早期妥結への支持が弱くなってきている兆候への懸念を述べた。最後に宗像氏は「ラウンド妥結の鍵は、達成に向けた政治的意志にある」というメッセージを伝えた。



研究リーダーの若杉 RC/FF



ミニワークショップ公演中の宗像氏

特集

# 雇用危機

## 克服への 処方箋

昨年末から景気の急降下が止まらない。それに合わせて雇用情勢も、特に非正規労働者へ「しわよせ」される形で予想を上回るスピードで悪化している。輸出関連の製造業を中心に派遣労働者や期間工の契約打ち切りなどが社会問題化している一方、勝ち組のように見える正規労働者についても長年にわたり長時間労働問題などが深刻化している。こうした問題の解決のためには、働き方の多様性・自律性が生かされる中で労働者が意欲や能力を高めていけるような、労働市場を支える制度・仕組みの新たな「かたち」を追求・具現化していくことが重要である。

### CONTENTS

- Opinion 鶴 光太郎 SF 『日本版フレキシビリティ・アプローチ』の導入を]
- Opinion 大竹 文雄 「景気悪化と非正規雇用」
- Opinion 水町 勇一郎 「非正規問題の本質はどこにあるのか？」
- Opinion 島田 陽一 「正社員と非正社員の格差解消の方向性」
- Opinion 川口 大司 FF 「雇用の非正規化・長時間労働の原因探れ」
- Opinion 小嶋 典明 「冷静さが求められる製造派遣の議論」
- シンポジウム 開催レポート 労働時間改革 ―日本の働き方をいかに変えるか―
- Book Review 治部 れんげ 「労働市場制度改革」

## Opinion

# 「日本版フレキシビリティ・アプローチ」の導入を

— 「安心」、「育成」、「柔軟」三位一体の雇用制度改革を目指して —



## 鶴 光太郎

RIETI 上席研究員

### Profile

つる・こうたろう

1984年東京大学理学部卒業、オックスフォード大学大学院経済学博士号(D.Phil.)取得。日本銀行金融研究所研究員などを経て2001年より現職。慶應義塾大学大学院商学研究科特別招聘教授、中央大学公共政策研究科客員教授、内閣府本府政策企画調査官を兼務。

昨年秋からの世界的な金融危機の広がりを受け、景気の落ち込みのスピードと深さは予想以上に進んでいる。2008年10～12月期のGDP前期比・年率は12.7%減と同時期の先進諸国と比べても最も大きな落ち込み幅を記録することになった。雇用情勢もそれに応じて急速に悪化している。特に、非正規雇用に「しわ寄せ」される形で雇用調整がまず進み、輸出関連製造業における派遣労働者、期間工の失業問題が社会問題化した。2009年度の実質経済成長率が民間機関予想のようにマイナス3%以上となれば、失業率も5%台後半にまで上昇する可能性も否定できない(注)。

このような状況の下、たとえば、製造業への労働者派遣事業を罪悪視し、それを禁止することで労働者の保護を図ろうとする「場当たりのアプローチ」は、多様な雇用機会を狭め、失業問題を更に悪化させることになりかねない。したがって、現状の状況に適切に対応するためには、短期的な緊急・応急措置と長期的な制度設計・制度改革のビジョンが必要である。本稿では、その具体的な対応として、「安心」、「育成」、「柔軟」と

いった3つのキーワードから成る「日本版フレキシビリティ・アプローチ」を提案したい。これら3つの政策は「3本の矢」のように互いに相互補完的である。

フレキシビリティ(flexicurity)とは、柔軟性の"flexibility"と保障の"security"を合わせた造語であり、雇用保護を弱める一方、失業保険を手厚くすることで労働移動を高め、訓練などの積極的労働施策で入職を高めるような雇用・労働政策のアプローチを指し、デンマークの事例が有名である。

### ▶ フレキシビリティ・アプローチはなぜ必要か

今、なぜ、フレキシビリティ・アプローチなのか。急速な雇用情勢の悪化により雇用不安が明らかに家計の消費・投資行動を萎縮させ、景気のスパイラル的な悪化の大きな一因となっている。したがって、こうした「負の連鎖」をストップさせ、まずは、国民の「安心」を確保するための「保障」にしつ

かりコミットメントすることが重要であるからだ。

具体的には、「安心」とは特に短期的に景気の急激な落ち込みの影響を集中的に受けている非正規労働者に対し、セーフティネットを早急かつ大胆に拡充させることである。特に、雇用保険については、適用基準が現在の1年以上の雇用見込みから6カ月以上に緩和される方針であるが十分ではない。雇用見込み期間はあくまで雇い主側の主観的な判断に依存するため、保険料負担を逃れるために適用基準となる期間よりも低く見積もるインセンティブが生じるためである。雇用見込み期間にかかわらず、労災保険と同様すべての雇用者に適用されるようにすべきである。また、年金・医療等の社会保険における短時間・有期労働者の加入制限なども見直し、雇用関係の保険と一体的な運用ができるような制度設計も考えるべきであろう。

## ▼「安心」の強化と「育成」、「柔軟」を一体的に

しかし、セーフティネット施策のみが寛大になりすぎると、労働者のモラルハザードを誘発し、労働市場を硬直化させるという副作用が生じてしまう。70年代の石油危機後、福祉国家に邁進したヨーロッパ諸国が、若年の未熟練労働者の失業が長期化することで、景気が回復しても失業率が低下しないという構造失業に長年苦しんだ経験は忘れてはならない。したがって、「安心」を強化するのならば、以下に述べる「育成」、「柔軟」という視点も取り入れて長期的な制度設計を行うべきだ。

「育成」とは失業した場合でも入職が高まるような訓練、補助金付き雇用、公的職業紹介などを通じて積極的労働政策を行うことである。諸外国の積極的労働政策に使われる政府支出の規模（GDP比）をみると、失業給付の水準の高い国ほど、労働者のモラルハザードを抑止するため積極的労働政策の支出規模は大きくなっている。日本はヨーロッパ諸国に比べ、いずれの支出規模もかなり低い部類に入っており、拡大の余地は大きいといえる。しかしながら、「積極的労働政策万能論」を振りかざす主張には注意が必要だ。OECDは、そのプラス効果は期待されるものの、既存の政策の多くは失敗しており、ジョブ・マッチングの効率性や対象者の経験・能力を高めるためには各種政策の適切な組み合わせが重要と強調している。

また、スウェーデンを対象としたある実証分析は、失業者が新たな職を見つけるための最も有効な方策は企業に補助金を与え常用で雇い入れるようなプログラムであり、公的セクターの有期雇用や企業外での職業訓練は何もプログラムを受けない失業者よりも、更に入職の確率は低くなるという結果を示している。これは何よりも企業の一員としてしっかり働けることこそ、新たな雇用主に一番アピールできる能力であることを示してい

る。したがって、一般に教育、訓練に対する政府介入の効果にあまり過大な期待をかけるべきではない。積極的労働政策で注目されるのは、失業者が新たな職を見つけるインセンティブを高めることを目的とした失業者活性化対策（アクティベーション）である。雇用カウンセラーが失業者と定期的にインタビューを重ねることで職探しをサポートしたり、訓練等のプログラムを受けない者には失業給付を厳しく制限するなど、「アメ」と「ムチ」を巧みに使い分ける対応（オランダ、スイスなど）は日本でも参考になる。

最後に、「柔軟」とは労働市場や働き方の柔軟性・流動性を高める方策である。

80年代以降、ヨーロッパの長期的・構造的な失業継続を説明する考え方として「インサイダー・アウトサイダー理論」がある。この理論によれば、雇用が保障され、労働組合に加入する「インサイダー」（正規雇用者）の交渉力は強いいため、不況でも賃金が下がらない一方、「アウトサイダー」である失業者はより安い賃金で働きたくとも職を見つけることはできない。このような状況では失業は長期化し、それとともに失業者の人的資本は劣化するため、「アウトサイダー」の労働市場への影響力はより小さくなる。つまり、失業者はますます失業のプールから抜け出すことが困難になるため、失業は長期的、構造的になるのである。

## ▼ 構造的失業を増加させないためには

日本の場合、非正規労働者、特に、有期労働者が失業者になれば、二重の意味で「アウトサイダー」の影響力が弱まり、正規・非正規労働者、就業者・失業者の二極化構造、更には、労働市場の硬直化が進展することが懸念される。したがって、構造的失業を増加させないためには、まず、「インサイダー」の交渉力に基づく実質賃金の上昇を防ぐことである。たとえば、ワークシェアリングで労働時間が短縮されても賃金の受け取り総額が変わらなければ、時間当たりの賃金は上昇してしまう。これは結局、「アウトサイダー」の失業を長期化させる方向に働くことに留意する必要がある。また、賃金のみならず、正規労働者の待遇・保障も正規・非正規問題がここまで深刻化した以上、見直さざるを得ない。具体的には、まず、福利厚生の特典は正から始めるべきである。最終的には雇用保障のあり方の見直しまで視野に入れて制度設計を行い、正規、非正規両サイドから均衡処遇に努め、労働市場の二極化現象を改善していくことが不可欠である。

注：オークンの法則を日本経済に当てはめた最新の分析（小峰隆夫氏の「経済教室」日本経済新聞朝刊2009年2月11日参照）によれば、実質GDP成長率が1%低下すれば、失業率は約0.3%上昇するという関係がみられる。

# 景気悪化と非正規雇用



## 大竹 文雄

大阪大学社会経済研究所教授

### Profile

おおたけ・ふみお

1983年京都大学経済学部卒業。  
1985年大阪大学大学院経済学研究科博士前期課程修了。同大経済学部助手、大阪府立大学経済学部講師、大阪大学社会経済研究所助教授を経て、2001年から現職。大阪大学博士（経済学）。

2008年末から派遣労働者を中心に大規模な雇用調整が行われている。雇用調整の動きは、派遣労働者だけにとどまらず、他の非正規雇用の雇い止め、そして正規雇用の雇用調整にも進もうとしている。なかでも、派遣労働者の雇用契約の中途解約や雇い止めは、大きな注目を集めている。なぜこのような事態になったのだろうか。今回の雇用調整の背景と雇用制度の在り方について考えてみたい。

派遣労働者を中心とした非正規労働者の雇用調整が大規模に行われているのには、2つの理由がある。第1に、今回の景気悪化が急激かつ大規模であることだ。サブプライム問題に端を発した世界的な景気後退が急激に発生した。日本企業も急激な景気後退のために雇用調整に迫られたのである。第2に、日本では過去に比べて非正規社員比率が高くなっていったために、過去の不況期に比べて雇用調整が急激に進んでいる。派遣労働者、契約社員、パート労働者などの非正規雇用

者数は、1996年では雇用の約20%であったが、2008年では30%を超えていた。正社員よりも雇用調整が容易な非正規社員の比率が過去最高の水準であったために、景気悪化に対して素早い雇用調整が行われているのである。もし、正社員の比率が高かったとすれば、景気悪化の影響が雇用にでるまでには、もっと時間がかかったはずである。

今回の雇用調整は、ある意味では予定されていたことだとも言える。バブル崩壊後の過剰雇用を解消するために、日本企業は大変な苦勞をした。デフレのもとで正社員の賃金コストを引き下げることも難しかった。その対処法として日本企業が採用したものが、正社員の採用抑制と非正規社員の増加である。景気の悪化に直面したのだから予定通り非正規労働者の雇用調整をしているだけ、というのが、企業経営者と正社員中心の労働組合の本音のほうである。

## ▼ 日本全体の生産性を低下させる危険がある非正規労働者増加

しかし、個別には「経済合理的」な行動が、日本全体としてみれば、深刻な問題を引き起こしている。第1に、非正規労働者は、長期間の雇用が前提とされていないために、訓練量が少ないことが引き起こす問題である。非正規雇用者が多い世代の生産性が将来も低いままになってしまう。また、非正規雇用比率が高い世代が将来も所得水準が高くない可能性が高いということである。第2に、非正規労働者の増加が、若い年齢層に集中していることである。特に、男性でその変化が激しい。1990年代半ばまで、25歳から34歳の男性の非正規労働者は、雇用者の約3%しかいなかったが、最近では14%前後まで上がってきている。つい10年近く前までは、男は正規労働者が当たり前だったのが、今では非正規労働者も珍しくなくなったのだ。非正規労働者が既婚女性を中心とした家計の補助的労働であった時代ならば、非正規労働者の雇用調整は、貧困問題に直結しなかった。しかし、世帯主や単身者の非正規労働が増えてくると、非正規の雇用調整が貧困問題をもたらす原因になる。

今回の非正規雇用を中心とした大規模な雇用調整は、日本経済が抱えていた潜在的な問題を一気に顕在化させたのである。では、非正規雇用や派遣労働を禁止したり、雇い止めを不可能にすることは、問題を解決するだろうか。確かに、非正規雇用の中には、違法な契約解除、社会保険未加入、劣悪な労働環境といった問題を抱えているものもある。彼らの労働環境に関する規制を強化することは必要である。しかし、そもそも非正規雇用者が増えてきた原因を正しく認識しないと、非正規雇用そのものを禁止することは、失業を増やすだけになる。

日本で非正規雇用者が増えてきたのは、正社員の雇用保障と非正規社員の雇用保障に大きな差があるからである。正社員を雇用調整することが難しいため、企業は正社員で採用するよりは、非正規社員を採用することを選んできた。正規雇用と非正規雇用の雇用保障の差が大きくなままでは、非正規雇用を禁止することのコストは大きい。

## ▼ 派遣労働について考える

非正規雇用のなかで、今回注目を集めた派遣労働について考えてみよう。派遣労働は、雇用調整が最も容易な労働力で

あったために、今回の雇用調整で真っ先に雇用調整の対象となった。ただ、派遣労働がクローズアップされているが、派遣労働者の比率は、比較的小さいことに注意すべきである。2008年の第1四半期でも派遣労働者の比率は、2.6%にすぎなかった。派遣労働者が増えたのは事実であるが、非正規雇用者の多数を派遣労働者が占めるような印象を人々がもっているとすれば、それは間違いである。非正規労働者の中に占める比率でも10%を超えていないのである。製造業派遣を禁止すれば、労働者が安定的な雇用につけるとするのは間違いだ。「派遣」に規制を加えても、大多数の非正規労働がなくなるわけではない。「派遣労働者がかわいそうだ」という理由で、派遣を制限すれば、偽装請負など派遣に代替する、より不安定な雇用が増える可能性の方が高い。あるいは、労務コストの安い海外への工場移転などで、雇用そのものが失われる可能性もある。

製造業への派遣が認められているのは日本だけだという誤解も多い。しかし、労働政策研究・研修機構の濱口桂一郎氏が『世界』（2009年3月号）の論説で書いているように、EUにおいても、現在では派遣は業務限定がなされていないどころか派遣で業務限定をすることが違法になっているのである。つまり、派遣先の業務が問題なのではなく、派遣先の労働条件や技能の向上を促進するような制度作りを考えることが重要なのである。

派遣労働をはじめとする非正規労働に問題がなかったとはいえない。2002年以降の景気回復期に日本企業の利潤が増えた大きな理由は、非正規雇用者が増えたことによる人件費の低下である。つまり、非正規雇用者の賃金が、生産性よりも低かった可能性は否定できない。非正規雇用の中でも、派遣労働には、社会保険への未加入、低賃金といった問題点がある一方で、派遣労働のメリットがあることも事実である。それは、派遣労働がもつ仕事と労働のマッチング能力である。失業者の多くは、職に関する十分な情報をもたない上、職探しには慣れていない。一方、求人側の企業も労働者の採用に苦勞している場合も多い。そういう場合に、派遣労働は優れた役割を果たしてくれる。派遣労働があるおかげで、労働者にとっては失業期間が短くなり、企業にとっては欠員が早く解消できる。

では、派遣労働の問題はなぜ発生するのだろうか。それは、派遣会社が、労働者よりも情報をより多くもっていることから生じる。派遣労働者は、自分が派遣先でどれだけの生産性を発揮しているかに関する情報や賃金相場に関する正しい情報をもっていない。もし、派遣会社間に十分な競争がなければ、



派遣会社は高い手数料をとって、派遣労働者には低い賃金を支払うインセンティブがある。派遣会社間に十分な競争がなかったり、所得が少なく一日も早く所得を得たい失業者が多ければ、派遣労働者に支払われる賃金が、生産性よりも低くなってしまふ可能性がある。派遣労働は、派遣を使わない場合に比べて早く仕事を見つけることが、多くの海外の研究で確認されている。しかし、問題点も明らかにされてきている。それは、派遣労働は、すぐに仕事を見つけることができるが、直接雇用に移行せず、長い間派遣に留まった場合では、その労働者の所得をあまり引き上げないという傾向があることだ。

## 公共投資や公的サービスによる雇用創出を

こうした問題点を解決するためには、正社員の雇用契約期間に、5年、10年といった任期付きの雇用を認めていくことも1つの方法である。そうなれば、派遣から直接雇用への転換も容易になる。短期で契約が終わるのであれば、企業は派遣労働者に訓練をするインセンティブはないが、中長期の雇

用契約になってくれば、訓練して生産性を上げることが得になる。派遣会社が労働者を訓練することに政府が補助金を支給すれば、派遣労働者の中長期的な所得向上につながるかもしれない。

欧州では、経営上の理由による解雇は認め、失業保険や職業訓練は充実するというのが大きな流れだ。この点は、日本も参考にすべきである。目の前の失業者を救う方法を間違えると、その何倍もの失業者が発生するだけでなく、将来、日本全体が貧しくなってしまう。急激な不況による大規模な失業を防ぐためには、政府による需要創出しかない。そのためには、増税も選択肢になる。増税してでも有益な公共投資・サービスを増加させれば、勤労者から雇用される失業者に対する所得再分配にもなる上、公共投資が私たちの生活を豊かにしてくれる。学校などの公共施設の耐震化、電柱の地中化、都市部の道路整備など明らかに暮らしの質を高める公共投資は多い。また、教育、医療、介護、育児などのサービスも不足している。公共投資や公的サービスによる雇用創出は、単なる規制強化よりも、就職氷河期世代を救い、貧困問題の解決策にもなる。

## 労働問題関連研究成果紹介

### \* Discussion Paper (DP)

08-J-015 (2008年05月)

**日本の労働市場制度改革  
—問題意識と処方箋のバリエーション—**  
■ 鶴 光太郎 SF  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j015.pdf>

08-J-016 (2008年05月)

**労働市場改革と労働法制  
「できること」と「できないこと」の見極めが必要  
—一律適用から適用除外も視野に入れた法整備を—**  
■ 小島 典明 (大阪大学大学院教授)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j016.pdf>

08-J-017 (2008年05月)

**雇用保護は生産性を下げるのか  
—「企業活動基本調査」個票データを用いた分析—**  
■ 鶴 光太郎 SF  
■ 滝澤 美帆 (東洋大学)  
■ 奥平 寛子 (大阪大学大学院教授 / 日本学術振興会)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j017.pdf>

08-J-018 (2008年05月)

**労働法改革の基盤と方向性—欧米の議論と日本—**  
■ 水町 勇一郎 (東京大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j018.pdf>

08-J-019 (2008年05月)

**長時間労働の経済分析**  
■ 大竹 文雄 (大阪大学)  
■ 奥平 寛子 (大阪大学大学院 / 日本学術振興会)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j019.pdf>

08-J-020 (2008年05月)

**企業組織の変容と労働法の課題**  
■ 島田 陽一 (早稲田大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j020.pdf>

08-J-021 (2008年05月)

**紛争解決制度と集団的コミュニケーション：  
解雇紛争の視点から**  
■ 神林 龍 (一橋大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j021.pdf>

08-J-022 (2008年05月)

**エイジ・フリーの法政策  
—労働市場アプローチか、人権保障アプローチか—**  
■ 森戸 英幸 (上智大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j022.pdf>

08-J-040 (2008年08月)

**労働市場の改革**  
■ 八代 尚宏 (国際基督教大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j040.pdf>

08-J-048 (2008年09月)

**労働法学は労働市場制度改革と  
どう向き合ってきたか**  
■ 諏訪 康雄 (法政大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j048.pdf>

08-J-051 (2008年09月)

**過剰就業 (オーバー・エンプロイメント)  
—非自発的な働きすぎの構造、要因と対策—**  
■ 山口 一男 VF  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j051.pdf>

08-J-056 (2008年10月)

**法と経済学の視点から見た労働市場制度改革**  
■ 樋口 美雄 (慶應義塾大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j056.pdf>

08-J-060 (2008年10月)

**今、公正性をどう考えるか：  
組織内公正性論の視点から**  
■ 守島 基博 (一橋大学)  
■ <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j060.pdf>

### \* 政策シンポジウム

**労働市場制度改革  
—日本の働き方をいかに変えるか—**  
(2008年04月開催)  
<http://www.rieti.go.jp/events/08040401/info.html>



**ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画**  
(2007年08月開催)  
<http://www.rieti.go.jp/events/07082801/info.html>



### \* 関連書籍

**論争 日本のワーク・ライフ・バランス**  
編：山口一男・樋口美雄  
日本経済新聞出版社  
(2008年04月)



2007年8月開催  
RIETI シンポジウム  
「ワーク・ライフ・バランスと  
男女共同参画」の内容を書籍化

# 非正規問題の本質はどこにあるのか？

## 水町 勇一郎

東京大学社会科学研究所准教授

### Profile

みずまち ゆういちろう

1990年東京大学法学部卒業。東北大学法学部助教授、パリ第10大学客員教授、ニューヨーク大学ロースクール客員研究員などを経て2004年より東京大学社会科学研究所助教授。研究分野は、労働法学、特に比較労働法研究。



「派遣切り」、「期間工切り」、さらにはその背後にある「ワーキング・プア」など非正規労働者をめぐる社会問題が一気に顕在化している。これに対し政府は、日雇い派遣の原則禁止、雇用保険の被保険者資格の拡大、雇用促進住宅の提供などの対策を講じようとしている。しかし、問題の本質にさかのぼって考えると、これらの対策はいま起こっている問題に対する**びほうさく**（**補償策**）に過ぎず、問題を根本的に解決しようとするものとはいえない。

これら非正規労働者（さらには正規労働者を含む雇用システム）をめぐる問題の本質は、さしあたり次の3点にあるように思われる。

### ▼ 雇用の不安定さ—入り口規制か？ セーフティネットか？

第1に、雇用の不安定さとそれに対する対処法である。2008年の秋以降「派遣切り」の問題が浮上し、政府は日雇い派遣を原則として禁止する方針を打ち出している。しかし、

雇用の不安定さは派遣労働者に限られた問題ではなく、期間を定めて雇用される直接雇用労働者（有期契約労働者）にも共通する問題である。

有期契約労働者も含めた雇用の不安定さに対処する法律政策としては、1) 期間の定めのある労働契約の締結や労働者派遣の利用に法律上限定を加えるという「入り口規制」と、2) 入り口では規制を加えず不安定さに対処するための「セーフティネット」を整備するという大きく2つの選択肢がある。いまの政府の対応は、1) 労働者派遣に一定の入り口規制（日雇い派遣の原則禁止）をかけたつ、有期契約労働者の利用には限定を加えないという点で一貫性がなく、2) 雇用保険の被保険者資格という点でも「1年以上の雇用見込み」の要件を「6カ月以上の雇用見込み」に改めるだけの中途半端なものとなっている。これでは、6カ月未満の雇用見込みの短期契約労働者は、雇用が不安定なままセーフティネットも整えられていない状態に留まることになる。

今後の政策の方向性としては、上で述べたように、「入り口規制」型と「セーフティネット」型の2つがありうる。このう

ち前者は、これまでヨーロッパでとられてきた方法（たとえば有期労働契約の締結や労働者派遣の利用を合理的な理由がある場合に限定する）である。しかし、この方法には雇用全体の硬直性をもたらすという弊害があることが、広く指摘されている。これに対し、後者を日本でとるとすれば、雇用労働者であれば短時間労働者であっても有期契約労働者であってもすべて雇用保険加入義務を課すことによって、使用者の保険料負担回避行動を抑制しつつ、労働者のモラルハザード（短期の就労と保険受給を繰り返す行動）を防ぐために自発的離職者には一定の受給要件（たとえば離職前6カ月間に3カ月以上就労していたこと）を設定するという制度にすることが考えられよう。また、「セーフティネット」の整備を図る際には、職をもたない（失った）者が長い間そこに留まらないように、きめの細かい積極的な支援（「アクティベーション」）を講じていくことも重要な課題となる。このような具体的な政策のあり方を念頭に置いた冷静で着実な議論が求められる。

## ▼ 処遇の低さ—「同一労働同一賃金」原則か？

第2に、処遇の低さ（「格差問題」）とそれに対する対処法である。ヨーロッパ（EU）ではすでに、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者に対する差別的取扱いを原則として禁止する指令が定められ、フルタイム・無期契約・直接雇用労働者（いわゆる「正規労働者」）との処遇格差の改善が図られている。

しかし日本では、非正規労働者の処遇はなお低いままである。雇用を切られた者が同時に住宅を失うという問題は、低い賃金では自分で住宅を借りるのも難しいという処遇の低さと結びついたものである。最低賃金と生活保護との逆転現象は、最低賃金に近い非正規労働者の賃金では「最低限度の生活」を送ることが難しいことを示している。非正規労働者の処遇が低すぎることは、コスト削減競争によって非正規労働者のさらなる増加をもたらし、正規雇用の減少や過剰労働問題の深刻化にもつながっている。

このような状況を改善するために、日本でも「同一労働同一賃金」原則を打ち出すべきであるとの主張がみられる。これは、労働の内容が同じであれば契約の形態にかかわらず同じ賃金を支払うことを法的に義務づけることで、非正規労働者の処遇の改善を図ろうとするものである。この原則は、労働（職務）と賃金がリンクした職務給をとっているところではうまく機能するかもしれない。しかし日本では、狭い意味での労働（職務）ではなく、中長期的なキャリアを念頭において処遇を決定していること（職能給）も少なくない。企業がそれ以外の処遇方法（た

たとえば年功給、生活給）をとることも考えられる。ここで重要なのは、非正社員の処遇改善のために「同一労働同一賃金」の実現を可能とする職務給を押しつけることではなく（職務給を押しつけて中長期的な労働者の育成が必要な企業でそれができなくなってしまったら元も子もない）、それぞれの処遇方法にあった形で差別の禁止（処遇の改善）を進めていくことである。処遇の実態にあった柔軟な差別の禁止の制度化は法的に可能であるし、望ましい。

## ▼ 対話からの排除—労働組合か？労働者代表制か？

第3に、労使の対話から排除された非正規労働者をコミュニケーションの輪のなかに取り込んでいくことである。雇用の継続・終了の問題にしても、賃金等の処遇の問題にしても、関係する人びとと十分なコミュニケーションを行い、その納得度を高めることが重要になる。社会が複雑になり人びとと利益状況が複雑に絡みあうようになると、これらの多様な利益を調整するプロセスの役割がより重要になってくる。労働者の意見を聞きそれを調整・反映させる基盤を作っていくことは、労働者のやる気を高めるだけでなく企業の利益にもつながる。

問題は、このコミュニケーションの場をどこに求めるかである。近年では労働組合も非正規労働者の組織化を進めている。労働者が自発的に組織する労働組合がその役割を担うことは望ましいことであり、労使が協力してコミュニケーションの輪を広げていくことをこれからも期待したい。しかし現実には、日本では労働組合が存在していない企業・事業場の方が圧倒的に多く、労働組合の自主的な取り組みによって、非正規労働者を含むコミュニケーションの輪が裾野まで広がっていくことは難しいかもしれない。

そこでもう1つの選択肢として考えられるのが、各企業・事業場において非正規労働者を含むすべての労働者によって民主的に代表を選出する労働者代表制を制度化することである。制度化にあたっては、労働組合と労働者代表が相互補完的・相乗的に機能するように権限を設定すること、労働者代表と協議・協定することを企業にも促すような法的インセンティブを与えることが重要になる。このような法制度改革によって、非正規労働者をも包摂したコミュニケーションの基盤を作り上げていくという方法も考えられる。

以上のような政策を一体として講じていくことによって雇用システムや労働市場全体のバランスをとっていくこと、そのための冷静で着実な議論を積み重ねていくことが、昨今の問題を解決するための一番の近道のように思う。

# 正社員と非正社員の格差解消の方向性

## 島田 陽一

早稲田大学大学院法務研究科教授

### Profile

しまだ・よういち

1975年早稲田大学法学部卒業、1983年同大学院法学研究科博士課程（後期）単位取得。1997年より同法学部教授。専門は労働法。主な研究テーマは、パート・派遣・有期雇用労働者等非典型雇用の法政策、労働者の人格権、雇用終了法制の立法論。



## なぜ正社員と非正社員の格差が生じ、かつ是正されずにきたのか

それは、高度成長期を通じて形成された日本型雇用慣行とそれを前提とする社会制度そのものが原因である。日本型雇用慣行は、企業という内部労働市場が一種の共同体として閉じた世界を形成する中で、新卒者を採用して企業が実際の就労を通じて職業訓練を施し、とくに長期雇用の対象である男性正社員にこの共同体の成員としての資格を与え、一方で長時間労働も単身赴任も厭わぬ働き方を要求し、他方で、家族を含めた長期にわたる経済生活の安定を保障するものであった。また、労働組合も企業別に組織されたため、内部労働市場における労働条件の形成が主たる活動であり、外部労働市場の規制には関心を示さなかった。そして、国は、企業が展開する日本型雇用慣行に依存して、外部労働市場における失業補償や職業訓練などを整備することを怠ってきたのである。

新卒者がとりあえず正社員として就職ができ、かつ、長期的には男性正社員が家計を支え、女性が家庭責任を負うことを前提として専業主婦または家計補助的な収入を目指して非正社員として就労するということが一般的である時期においては、この社会構造もそれなりの合理性を示していた。

しかし、このモデルが崩壊し、シングル・マザーやフリーターなどの主たる生計費を非正社員としての就業によって得ようとする労働者の割合が無視できなくなると、この社会構造の限界が顕になった。経済状況が悪化すると非正社員がまずリストラされるが、とくに単身者の非正社員は、雇用を喪失すると同時に生活の根拠である住居をも失うという層が少なくないことが、昨年の暮れからの事態のなかで明らかとなった。これは、乱暴なリストラの結果であると同時に、安定した雇用を得ることのできない非正社員の社会的自立を確保するためのセーフティ・ネットが張り巡らされていない社

会構造の欠陥を示すものであった。塀なかの企業とその外が完全な分断状況にあるのだ。

## ▶ 待遇格差の解消に必要なものはなにか

非正社員が経済的に自立が困難であり、社会的に排除される傾向が強いのは、日本の労働市場が企業という内部労働市場と外部労働市場とが深く分断されている状況の反映であり、このことが解消されないかぎり、抜本的な解決はない。

従って、誰もが雇用を通じて生計を立て、かつ自己の職業能力の向上を図ることができるような社会を実現するためには、従来の企業社会ともいべき社会構造の変革が必要である。具体的には、企業が正社員に対してのみ保障してきた利益を雇用者全体に広げるために、社会が担うように改変し、正社員が雇用者における一種の特権的な地位であることを解消することを通じて、どのような雇用形態も雇用者の条件に応じた良好な雇用であることを実現しなければならない。

もっとも、正社員と非正社員との格差問題を両者の対立の構造とのみとらえることは適切ではない。正社員にとっても現状は満足できる雇用環境というわけではない。これまでの長時間労働も単身赴任も厭わぬ働き方は、これまでは、女性が長期的なキャリアを形成する上で大きな壁になってきた。ワーク・ライフ・バランスの実現は程遠い状況にある。正社員の状況を解決する鍵を、非正社員の雇用の改善策のなかに見つけ出していくという姿勢こそが肝要だろう。もっとも、その道筋は平坦とはいえない。社会構造の転換は、一朝一夕に実現するわけではない。相当に長い過渡期があるだろう。だからこそ、しっかりとした見取り図を社会が共有することが必要なのだ。

## ▶ めざすべき姿はどのようなものが「多様な正社員」の提案

正社員と非正社員との待遇の格差は、大きく分けると(1)賃金などの労働条件格差、(2)社会保険などの社会制度に係る格差、および(3)キャリア形成における職業教育機会の格差がある。正社員の労働組合は、これらの待遇格差の是正を展望しながら、自らの要求を組み立てていくべきであろう。

(1) 賃金などの労働条件格差については、賃金が職務に応じて決定される仕組みを整備することによって、正社員と非正社員との均等の均等待遇が実現する社会的基盤を形成することが必要である。また、(2) 社会制度に係る格差については、一方で、税・社会保険の仕組みを正社員をモデルとするものから雇用形態に中立的な制度に改変する必要がある、また、他方で、これまで企業が担ってきた家族手当や安価な住宅の提供などの福利厚生的な部分を社会が担うようにして、正社員という地位に付随する諸利益を軽減する必要がある。そして、(3) 職業教育機会の格差についても、企業がその雇用する社員にのみ行うのではなく、社会が提供する仕組みを築く必要がある。このような条件が整うならば、現在の正社員と非正社員との待遇格差が徐々に解消し、勤務地限定社員、短時間正社員などのワーク・ライフ・バランスに適合的な多様な正社員制度の実現も夢ではないだろう。

最後に、このような課題を実現していくためには、まずは、労使が将来像について合意を生み出し、政府・国民に働きかけていくという大胆な発想が望まれることを強調しておきたい。



イラスト / 羽衣える

# 雇用の非正規化・長時間労働の原因探れ



## 川口 大司

RIETI ファカルティフェロー  
一橋大学大学院経済学研究科准教授

### Profile

かわぐち・だいじ

1994年早稲田大学政治経済学部卒業。1996年一橋大学大学院経済学研究科修士課程修了。2002年ミシガン州立大学経済学部博士課程修了。筑波大学社会工学系講師を経て2005年より一橋大学大学院経済学研究科助教授。2006年4月よりRIETI ファカルティフェロー。

昨年から急速に悪化した雇用情勢に対し、あたかも雇用の非正規化が問題の原因であるかに語られる場合があるが、まず考えるべきなのは雇用の非正規化の原因である。非正規雇用には派遣労働者、請負工、直接雇用のパートや期間工などいくつかの雇用区分があるが、長期にわたる雇用の保証が得られないという点では共通している。非正規雇用全般の動向を調べると、非正規労働者の比率は長期的なトレンドとともに増加してきた。一部で語られている規制緩和が非正規雇用の拡大原因だという説は原因と結果を取り違えており、現実に合わせて法的な枠組みが後追いでついてきたというのが実態ではないだろうか。

ではいったい雇用が不安定化した原因はなんだろうか。プリンストン大学のファーバー教授は経済のグローバル化にその原因を求める。日米の企業は共通してグローバル化の影響により、将来の製品需要の不確実性に直面するようになったという仮定から議論を出発させる。売り上げの増減に対応するために企業は雇用調整を行うが、米国では一般労働者の解雇が比較的容易なため彼らはレイオフされる。結果として、一般労働者の年齢階層ごとの平均勤続年数が低下したことを発見している。その一方で日本では一般労働者の解雇は容易ではないため、配置転換、出向、非正規労働者の雇い入れという形で不確実性への対応を行ってきたことを発見している。日米の企業が同じ経済環境に直面しているものの、それぞれの歴史・制度に依存する形で違う調整が行われたのだとする彼の指摘は大変興味深い。

今回の日本における雇用調整が激しく進んでいるのが、自動車や電器といった輸出に大きく依存した産業であることを考えると、企業は規模はともあれ、いずれこのような日がやってくる

と考え、雇用を非正規化して労働者の固定費化を回避してきたと考えられる。とすると、派遣労働の禁止という法的対応をとったとしても派遣労働者から請負工やパート・期間工への転換が進むだけで不安定雇用そのものは解消しないと予想される。

グローバル化に代表される将来の製品需要の不確実性の増大は、最適労働量の将来見通しを難しくすることを通じて、正規雇用の固定費としての側面を際立たせることになった。仮に正規労働者を雇うことを長期にわたりコミットしたとしても、安定的な将来需要が見通せる世界においては、固定費としての側面を強く持たない。正規雇用の固定費としての側面が強くなるにつれて、可変的に労働投入を変化させることができる非正規雇用の魅力は企業にとって増すことになった可能性がある。これは不確実性が増す経済環境の中で企業が生産設備をリースにより調達し、生産設備を固定費から可変費に変化させようと努力してきた歴史と軌を一にしているともいえる。一方で大きな固定費を払った以上、正社員には長時間労働をさせることが合理的である。以上はいまだ仮説の域を出ず、厳密な検証を必要とするが、非正規雇用の増加・リース契約の増加・正規従業員の長時間労働化といった経済現象を不確実性の増大によって説明できる点において、1つの有力な仮説なのではないかと私は考えている。

セーフティーネットからこぼれおちた人々に緊急避難的な政策対応をすることはもちろんだが、中長期的には正規従業員の固定費部分を減少させるような労働政策が雇用の非正規化・正規労働者の長時間労働を解消するためには必要となるかもしれない。

# 冷静さが求められる製造派遣の議論

## 小 典明

大阪大学大学院高等司法研究科教授

### Profile

こじま・のりあき

1975年神戸大学法学部卒業、同法学研究科私法専攻修士修了、同博士単位取得満期退学。大阪大学助教授などを経て2004年より現職。経済審議会行動計画委員会、規制改革委員会、総合規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議などの委員・専門委員も歴任。



現在、労働組合や野党の一部には、派遣の対象業務を1999年の派遣法改正以前の状況に戻すこと（26業務のみを対象業務として認めるポジティブリスト方式への復帰）を求める声がある。また、民主党、社民党および国民新党の三党は、少なくとも製造派遣の禁止では一致していると聞く。2003年の法改正（04年3月1日施行）によって実現した製造派遣の解禁を「諸悪の根源」であるかのようにいう主張も、マスコミには強い。しかし、その多くは印象論や感情論の域を一步も出ないものであり、冷静さを著しく欠くものとなっている。

2000年12月12日に当時の森首相に提出された「規制改革についての見解」のなかで、規制改革委員会は、次のように述べた。

「本年の論点公開でも指摘したように、『物の製造』の業務と関わる派遣事業を一括して禁止の対象とすることは、国際的にもあまり例がなく、また『特定の状況の下で、特定の種類の労働者又は特定の部門の経済活動』についてののみ派遣事業所を含む民間職業仲介事業所によるサービスの提供を禁止することを認めた、ILO181号条約に抵触するおそれがあるとの意見もある。他方、『物の製造』の業務について派遣事業が認められるならば、これによって派遣を通じた雇用機会の拡大が期待できるという一面もある。

このため、『物の製造』の業務を労働者派遣事業の対象とすることについては、改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しの際に検討を行うべきである」。

この「見解」のドラフトを規制改革委員会の参与として書いたのは私であり、製造業務の派遣を一括して禁止することがILO条約に抵触するとの見解は、当時のILO事務局にもあった。製造派遣の禁止でさえ181号条約（民間職業仲介所に関する条約）との関係が問題になるのであるから、ポジティブリスト方式への復帰が条約に違反することはいうまでもない。ILO181号条約は、わが国が批准した条約であり（1999年7月28日批准登録、2000年7月28日発効）、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定した憲法98条2項との関係においても、批准条約に違反するような立法は許されない。

しかし、こうした事実には触れないまま、ネガティブリスト方式を採用することにより派遣業務を原則自由化した1999年の法改正にこそ誤りがあった、と声高に主張する。そのような議論があまりにも多いのが、悲しいかな、わが国の現状となっている。仮に製造派遣が解禁されていなければ、製造業の多くは海外への移転を余儀なくされ、雇用機会そのものが日本から失われていた。こういっても誤りではない。その多くは製造請負が製造派遣に転換したものにすぎないとはいえ、「偽装」請負キャンペーンのもとで、製造請負の維持は著しく困難になっている。このうえ、製造派遣まで禁止されれば、後は海外に出ていくしかない。それが日本の現実なのである。

こうした現実を直視したうえで、製造派遣のあり方を真剣に考える。そのような冷静な議論が今、わが国には求められているといえよう。

RIETI 政策シンポジウム 開催レポート

# 労働時間改革—日本の働き方をいかに変えるか—



2009年4月2日、RIETI 政策シンポジウム「労働時間改革—日本の働き方をいかに変えるか」が東海大学校友会館（東京都）で開催された。

まず、総論として、鶴光太郎 SF より、本シンポジウムの全体像が示され、議論の概要について整理が行われた。

- 現在の日本の雇用危機対策で求められることは、雇用の安定と創出という従来の要請に加えて、いかにして労働市場の二極化現象に対応し、「社会的一体性」を再構築していくかが重要。
- そのために、「安心」「育成」「柔軟」という3つのキーワードに基づく日本型フレキシビリティ・アプローチを提案したい。
- 「安心」とは、セーフティネットの拡充であり、特に、モラルハザードを防止した上で、雇用期間の見込みにかかわらず、すべての雇用者に雇用保険が適用されるべき。また、補正予算に盛り込まれた失業扶助制度も重要。
- 「育成」とは、教育や訓練を通じて質の高い人的資本を蓄積することであり、特に、失業者に就労意欲を与えるようなアクティベーションを重視すべき。
- 「柔軟」とは、働き方や労働市場の柔軟性を高めていくことを意味する。働き方の柔軟性のためには労働時間改革が必要であるし、労働市場の柔軟化のためには非正規

労働者が正規労働者に円滑に移行できるような制度的基盤を整えなくてはならない。

- まず、非正規雇用問題の根本は派遣や請負の形態ではなく有期雇用契約自体にある。また、家計における主たる働き手が有期雇用に就くことで、生活は不安定化する。非自発的な有期雇用の割合は現在よりも低下させるべき。
- そのためには、有期雇用者に対する「プレミアム」の支払いや正規と現在の有期雇用の中間的雇用形態（5～10年への原則上限の引き上げ）などを考えるべきだ。また、正規雇用の側からも、福利厚生等の優遇措置は正に始まり、解雇規制についても金銭解決導入、手続きや説明義務要件の明確化・重視といった法制度の視点からも、正規と非正規労働者の扱いについて望ましいバランスが議論されるべきである。

経済学の視点から労働時間の実証分析を議論する第1部では、まず、黒田祥子准教授（東京大学）は、タイムユーズ・データを利用し、時短政策をはさむ過去30年間において日本人1人当たりの労働時間がどのように推移してきたかを明らかにした。

- 従来の公式統計の欠点・限界や過去30年間に起きた高齢化・晩婚化・少子化・高学歴化・自営業率の低下・就業形態の多様化といった問題を克服するために、「社会生



当日の配布資料・動画配信などは下記ウェブサイトへ。

[http://www.rieti.go.jp/jp/events/09040201/summary\\_2.html](http://www.rieti.go.jp/jp/events/09040201/summary_2.html)

活基本調査」(総務省)を用いて、人口構成の変化やライフスタイルの変化を調整した分析を行った。「社会生活基本調査」は24時間の生活行動を回答者自身が15分単位で記録する時間に関する日記形式のデータであり、記憶・認識違いによる誤差を最小限にすることができる。

- 分析の結果、時短政策導入前の1986年とその20年後の2006年と比較すると、フルタイム雇用者の週当たり労働時間は統計的にみて有意に変化していないことが分かった。
- 曜日別の労働時間の変化に着目すると、過去30年の間に平日1日当たりの労働時間は趨勢的に増加する一方、土曜日1日当たりの労働時間は減少傾向にあることがわかった。つまり、週休2日制の普及によって土曜日の労働時間が減り、その削減分がそのまま月曜日から金曜日に上乘せられている可能性が考えられる。一方、過去30年の間に、週当たり睡眠時間は男性で4時間、女性で3時間減少していることも分かった。この睡眠時間の減少は特に平日に顕著にあらわれており、平日の労働時間の増加が睡眠時間を削ることによって賄われている可能性が示唆される。
- したがって、仕事量が変わらないにも関わらず、強制的に政府が一律に休みを増やすことは必ずしも人々の厚生を改善しないかもしれない。むしろ、労使が合意したうえで柔軟な働き方や仕事の配分を考えていくことが必要である。1980年代に導入された時短政策の効果が検証されておらず、次の政策について議論する前に必ず事後的な政策評価を行うことが重要である。

次に、山本勲准教授(慶應義塾大学)による報告では、慶應義塾家計パネル調査を利用した実証分析に基づいて、労働時間規制の効果が議論された。

- ホワイトカラー・エグゼンプションの法案化が「残業代ゼロ法案」として見送られた背景には、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入によって、長時間労働が是正されるのか、助長されるのかが曖昧であったことが大きい。
- 現行の制度の下でも裁量労働制適用者や管理職など、労働時間規制の適用除外者は存在する。そこで、これらの適用除外者と、適用対象だが適用除外者と非常に似た労働者を比較することにより、両者の労働時間がどの程度異なるかを測定した。
- 分析の結果、卸小売・飲食・宿泊業に属する大卒以外の労働者の場合、ホワイトカラー・エグゼンプションの適用によって、労働時間が増えることもあることが明らかにされた。さらに、ホワイトカラー・エグゼンプションが適用されるような立場になると、基本給が上昇し、時間当たり賃金は変化しないことが示された。
- 卸小売・飲食・宿泊業に属する大卒以外の労働者の適用

対象者には「名ばかり店長、管理職」といわれる人達が含まれると考えられるが、彼らの残業代は支払われなくなったとしても、店長手当や基本給の増加により、時給自体は変化しない可能性がある。

- 一方、大卒労働者の場合、ホワイトカラー・エグゼンプションの適用によって逆に労働時間が減少することが分かった。これは昇進の結果として労働時間が減少したと考えられ、実際、前の年に長く働けば働くほど、次の年に管理職に昇進する確率が高いという結果が得られた。
- 以上をまとめると、労働時間規制の変更自体が労働者の働き方を大きく変化させるとは考えられない。長時間労働の改善には、ホワイトカラー・エグゼンプションなどの制度変更よりも、抜本的・長期的な取り組みが効果的である。

川口大司 FF(一橋大学)による報告では、ワークシェアリングの有効性について理論的整理を行った上で、国内外の実証研究に基づいた議論が展開された。

- 労働時間を短縮し相応の賃下げを行うことによって、労働を分けあい、雇用を維持しようとする「ワークシェアリング」への期待が高まっている。
- しかし、ワークシェアリングが機能するためには2つの関門がある。第1の関門は、労働時間の減少と比例的な賃下げに労使が合意できるかという点にある。それができなければ、時間当たり賃金率は上昇し、雇用増加は期待できない。
- 第2の関門は、仕事を分割することができるかという技術的な側面と、労務コストに占める固定費がどれほどの大きさであるかという側面がある。開発や設計のように労働時間と労働者数の代替が容易でなかったり、労働の固定費が大きかったりすると、雇用量は減少してしまう可能性が高い。
- たとえば、ドイツ・フランス・カナダにおける法定労働時間の変化を利用した実証分析をみても、法定労働時間が減少しても雇用量は変化せず、ワークシェアリングが雇用創出に貢献したという結果は得られていない。
- また、日本においても、1988年から1997年にかけての法定労働時間の減少を利用した厳密な実証分析が行われ(川口・内藤・横山 2008)、法定労働時間の減少は実労働時間を減少させたが、月収やボーナスは減少せず、時間当たり賃金が上昇したという結果が得られている。さらに、時間当たり労働コストが上昇した事業所では、新規採用が抑制される傾向も確認された。
- 民間主導のワークシェアリングが機能する範囲は限定的だと考えられる。雇用調整助成金などの財政的な裏付けのあるワークシェアリングならば有効かもしれないが、その効果についても厳密な検証が必要である。

山口一男 VF(シカゴ大学) のコメントでは、黒田氏、山本氏、川口 FF の報告内容を踏まえ、包括的な視点から制度設計の合理性が議論され、多様な働き方を認める社会を構築するための必要条件が提示された。

- 川口 FF の報告に関連して、就業時間規制を設計する場合には、1) 正規と非正規労働者の代替性の程度、2) 企業が重視するのは一人当たり生産性と時間当たり生産性のどちらかを判断することが重要である。
- 山本氏の報告に関連して、なぜ正規雇用者に長時間就業が続いているのかについての原因を究明することで、ホワイトカラー・エグゼンプションと多様な働き方を認める社会を構築するための必要条件との関係を整理することができる。
- 我が国では、企業の内部労働市場において使用者側に労働を専買されるため、雇用者が自分の希望する労働時間以上に働かざるを得ないケースが多く、このような「過剰労働」が生じている場合、時間当たり労働生産性は減少してしまう。過剰就業は正規男性雇用者一般、特に管理職、にその傾向が強い。
- 買手独占の状態でもホワイトカラー・エグゼンプションが導入されても、企業にとっては1人当たりの労働時間を下げないことが合理的な判断となり、サービス残業を増加させる。
- 一方、企業が1人当たり生産性ではなく時間当たり生産性を重視するとともに、雇用者が自由に就業時間を決定する権利が保障されるのであれば、過剰雇用が縮小し、雇用創出につながる可能性が高い。
- 雇用者側にも仕事と生活のバランスをとろうとする姿勢が必要だ。雇用が手厚く保障される一方で雇用者の生活の選択が著しく制限される日本社会正規雇用の矛盾に目を向ける必要がある。



法学からのアプローチとして労働時間法制の再構築に焦点を当てた第2部では、まず、水町勇一郎准教授(東京大学)による報告において、現在の労働時間法制が抱える課題と、それらを踏まえた改革の方向性が包括的な視点から整理された。

- 日本の労働時間法制の課題は、就業形態が複雑化、多様化する中、定型的な働き方をモデルにした旧来の法制度と実態が乖離してきていることや、過労死や過労自殺が社会問題になり、休暇の取得率や取得日数が低いといった日本に特徴的な長時間労働問題にいかに対応するかである。
- 長時間労働を解消するためには、まず最長労働時間の設定が必要だ。また、休息時間の確保(1日11時間の休息時間)、さらに、週休1日を徹底させるほか、労働者ではなく使用者が年休を指定する制度にすることで年休の完全付与を実現する。
- 現行の労働時間規制の適用除外については、管理監督者は法律上の定義が簡略すぎて実態に即しておらず、裁量労働制は制度が複雑で利用しにくいいため、両者を再編し、職務責任や時間管理などの実体的要件を具体化する。また、適用除外となるのは割増賃金規制のみであり、休息・休暇規制等については適用除外としない。
- 健康問題については、自主的な組織的対応や予防を促すため、労使協定の下でPDCAサイクルに従った取り組みを目指すほか、その取り組み内容を公表して労災保険料率へ反映させるなどの法的インセンティブを与えることも考えられる。
- さらに、労働時間制度と有機的に結びついた他の制度(労働安全衛生法上の安全衛生委員会、均等法上の女性活用など)を視野に入れるとともに、日本的雇用システム全体を見据えた上での労働法制改革を検討し、総合的に問題を解決していくという視点が必要である。さらに、多様な利益を調整する集团的システムのあり方も検討するべきだ。

次に、島田陽一教授(早稲田大学)による報告では、ホワイトカラーの労働時間規制に焦点をあて、具体的な立法案が示された。

- 日本の労働者にとって労働時間は第2次的な問題であり、労働時間に厳格な契約意識が定着していない。建前と本音からの決別が必要だ。この現状を踏まえて、ホワイトカラーに適合的な労働時間制度を構想していく。集团的な労使コミュニケーションに制度設計と履行確保の基本部分を委ねることにより、労働時間規制と賃金制度を分離し、労働者の健康管理と生活時間の確保を行う。具体的な立法案としては以下の通り。
- 工場労働に対する規制をモデルに作られた労基法41条2号を改正または廃止する。その上で、判例に従い、部次長クラスを含めたトータルな適用除外規定を創設する。
- 水町氏の提案と少し異なるが、労働時間・休日・休憩・深夜業を法的にはすべて適用除外とし、詳細な取り決めは労使自治に委ねる。適用除外の手続き要件については、

労使協定の締結と届け出に加えて、その内容を社会に公表し、ステイクホルダーにモニタリングさせる。

- 適用除外の実体要件については、国が職務責任要件や処遇要件などのガイドラインを設定し、残りは企業レベルの労使の合意に任せる。ただし、職務責任要件としては、経験年数・職種・仕事の裁量性の高さなどを具体的に含めたり、単純な執行業務や企画補佐業務を省いたりするなど、職務範囲の記述を行うことが望ましい。また、年収が一般社員と逆転しないなどの配慮が必要だ。
- 年間 104 日の各月ごとに労働者が指定できる休日を設ける等、1 年を通すとバランスのとれた健康的な生活を確保できるようにするべきだ。
- 実効性を保つために労働者代表によって制度運用を監視したり、大幅な改革なので試行期間を設けたりする必要もある。

荒木尚志教授(東京大学)によるコメントでは、水町氏と島田氏の提案が包括的に整理され、追加的な論点が述べられた。

- 現在の労働時間規制を変えていくには、実労働時間の規制と労働解放時間の規制の 2 つのアプローチがある。
- 水町氏の提案については、最長労働時間規制をどう実施するかが焦点となる。また、1 日の休息を 11 時間とする休息時間規制は、週 60 時間の実労働時間規制よりも時間の使い方を左右されやすいという意味で厳しいため、週休 2 日の確保を厳格に行うことや年休の完全消化を適用除外の要件とする方法もある。
- 島田氏の提案では、適用除外制度の内容は労使協定に委ねることが強調されたが、大幅に手続き規制に委ねるアプローチを採るには、手続き規制の担い手に信頼性があることが前提となるため、まず、何を規制の対象とするのか、適用除外はすべて除外か、一部除外か、明確にする必要がある。その上で、国による直接的規制が適切な部分と労使の手続き規制に委ねるべき部分—その適切な組み合わせを見極めることが重要だ。

世界経済危機の下での雇用・労働政策のあり方に焦点を当てた第 3 部パネルディスカッションでは、まず、モデレーターの樋口美雄教授(慶應義塾大学)より統計データが図示され、現在の雇用情勢が解説された。

- 今回の雇用調整の特徴として、非正規労働者の雇い止めを中心とした雇用調整が進んでいることが挙げられる。2008 年 2 月の完全失業率は 4.4%であり、過去最高となった 2002 年の 5.4%と比べれば低い水準にある。雇用者全体の数自体も減少しておらず、夫の失業や給与低下にともなって働こうとする女性が増えていることが影響している。しかし、非自発的な離職による失業者の割

合は急増している。

大竹文雄教授(大阪大学)による報告では、経済学者の立場から今回の雇用調整の特徴を踏まえた政策提言がなされた。

- 急激な雇用調整が行われているが、不況時に備えて非正社員を雇っていたことを考えると、非正社員中心の雇用調整はある程度は「予定されていた」。
- 非正社員が増えたことについて、過去 10 年ほどで急激に増えた 20 代・30 代の男性の非正社員は世帯主や単身世帯を構成することが多く、非正社員中心の雇用調整が世帯の貧困問題につながりやすいという問題がある。
- 現実的な解決策としては、雇用保障の程度が低い非正社員と高い正社員との雇用形態(訓練インセンティブも高まる 5 年や 10 年という任期付きの正社員)を増やすことを提案する。

輪島忍氏(社団法人日本経済団体連合会)による報告では、企業の視点からの雇用問題の認識や直面する課題、その課題への取り組みが述べられた。

- 女性や若者の活用だけでなく、2012 年以降に 65 歳で労働市場から退出する労働者の技能伝承をどれだけ進めることができるかが今後の課題である。統計を見ると、確かに正規社員が減って非正規社員が増加しているが、企業の実感としては「正規社員数はあまり変化していない」。日本経団連と連合が合同で発表した「雇用安定・創出に向けた共同提言」の仕組みを築くことも重要だ。

長谷川裕子氏(日本労働組合総連合会)による報告では、労働組合の視点からみた現在の雇用情勢の実態について言及され、国が行うべき施策が提示された。

- 今回の雇用調整が急激なことに驚いている。直下型地震のように、前触れもなくあっという間に非正規労働者が解雇されたという印象だ。雇用調整助成金の活用による雇用維持の効果は大きい。労働組合は当初から有期労働契約や労働者派遣法の緩和には懐疑的だった。
- 今回の経済危機で、非正規雇用者を対象とした雇用保険などセーフティネットが脆弱であることが露呈した。社会政策としての住宅政策が遅れていることも問題だ。

小川誠氏(厚生労働省)による報告では、最近の雇用情勢悪化に対する政府の認識と、雇用対策への政府の取り組みについて説明がなされた。

- 今後も一段の雇用情勢の悪化が進むと認識される中で、政府も様々な取り組みを行っている。特に、住宅生活の

支援に大きく踏み込んだ点に過去の対策との違いがある。雇用調整助成金についても、条件が緩和されたこともあり、届け出件数は大幅に増加している。

- さらに、与党の提言を受け、雇用保険を受給していない者に対する職業訓練の抜本拡充と訓練期間中の生活保障を支給すること等を検討中である。

**モデレータ、パネリストによる報告の後、さらに以下のいくつかの論点について、議論が行われた。**

### ——ワークシェアリングの有効性

**大竹教授：**川口氏と同様に、ワークシェアリングに効果があるとは思っていない。ただ、長時間労働など働き方を是正するチャンスであることを考えると、ワークシェアリングを行う価値はあるかもしれない。

**輪島氏：**個別の企業内の賃金調整よりも、労働市場全体を介した雇用の出入りを重視したワークシェアリングを行うべきだ。

**長谷川氏：**雇用調整助成金制度を用いた雇用の維持には効果がある。政府によるセーフティネットを活用しつついわゆる「日本型ワークシェアリング」を行うという認識は経団連と同じだ。

**小川氏：**個人的には、どの範囲で仕事をシェアするかがワークシェアリングの機能を左右すると考えている。

### ——非正規雇用者のセーフティネット

**大竹教授：**確かに雇用保険の加入対象条件を緩めることは大事だが、モラル・ハザードの問題があるため、給付つき税額控除を利用した生活保護制度を整える方が望ましい。

**長谷川氏：**就労支援として有効なのは、雇用保険からもらっても働く意思がある人を支援するようなセーフティネットではないか。

**輪島氏：**雇用保険制度とは別に、さらに一般財源をもとに扶助を設けることについては、慎重な議論が必要になる。

**小川氏：**我々が調査をした限りでは、製造業を中心とした非正規労働者のほとんどは雇用保険に加入しており、雇用保険のカバレッジは低くない。

**樋口教授：**モラル・ハザードを防ぐためにも、給付期間が延びていくに従って給付額を徐々に減らす仕組みなど、制度の再設計が必要かもしれない。

### ——労働市場の二極化を解消するための雇用ルール

**大竹教授：**二極化を防ぐには、正規と非正規労働者の雇用保障の程度を均等化することが必要だ。また、訓練を促すためにも5年や10年の中間的な雇用形態を作るべきだ。

**輪島氏：**均等待遇・均衡待遇では、何と何を比較するのかという議論が曖昧になっている。労働法制よりも税制や社会保障制度が労働市場に中立的ではない。

**長谷川氏：**経済学者と違い、私は日本の解雇規制が厳しすぎるとは思わない。有期雇用の活用は臨時的・一時的な場合に限るべきだ。

**小川氏：**景気変動の中で雇用のバッファをどこに求めるのかは、政府よりも労使の交渉が重要だろう。

### ——派遣の均衡・均等処遇

**大竹教授：**正社員として登用しやすい環境を整えるためには紹介予定派遣の拡張だけではなく、厳しすぎる正社員の雇用保障なども再検討するべきだ。

**長谷川氏：**労働者派遣のような間接雇用において均衡均等処遇を実現するには、雇用能力開発機構の職務評価を活用した横断的な取り組みが必要だ。

**小川氏：**職務給が一般化して横断的な市場賃金が形成されれば、非正規から正規への移行も進むかもしれない。

**最後にモデレータの樋口美雄教授（慶應義塾大学）からシンポジウムを振り返り、以下の総括が行われた。**

- 第1部では労働時間に対する平常時、いわば、静学的分析、第2部ではダイナミックな構造変化に対応した労働時間法制の再構築、第3部では景気変動の中でのリスクの問題への対処についての議論が扱われ、非常によくできたプログラムだった。ただし、更なる課題として、将来につながるような改革、NPOといった新たなプレイヤーの重要性が指摘された。



左から 鶴 FF・樋口教授



# 労働市場制度改革

## 日本の働き方をいかに変えるか

日本評論社 2009年03月

編著：鶴光太郎

RIETI 上席研究員

樋口美雄

慶應義塾大学商学部教授

水町勇一郎

東京大学社会科学研究所准教授

## 急速な市場形成とあるべき制度

日経ビジネスアソシエ記者 / 元ミシガン大学フルブライト客員研究員 治部れんげ

本書は独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) が主催した政策シンポジウム「労働市場制度改革：日本の働き方をいかに変えるか」(2008年4月4日)の報告をもとに、まとめられたものである。

収録されているのは経済学者や法学者が執筆した論文である。専門性の高い内容だが、研究者だけでなく労働問題をカバーする報道関係者にもお勧めしたい。時宜にかなったテーマである上、これまであまり報道されてこなかった切り口が提示されているためだ。

### ■ 経済学者と法学者の世界観

本書によれば、労働「市場」ができたのは最近のことである。きっかけは1997年、ILOが人材ビジネスの規制を緩和したことだった(P77)。それ以前まで、労働市場の運営は基本的に各国政府により独占されていた(P265)のだ。急速に市場が形成されている一方で、制度の整備が追いついていない。

労働力が国家の保護を離れて市場化され、人々の働き方は多様になり、格差も広まっている。本書を読むと、昨年来、報道されている派遣労働者をめぐる諸問題が、市場化の過渡期ならではの出来事であることが見えてくる。こういう時期だからこそ、労働市場「制度」の改革が必要なのだ(P4)。

どのように制度を変えていくべきなの

か。改革の方向性を考える上で知っておきたいのは、経済学者と法学者の思考や価値観の違いである。労働力市場の現状や変化の要因などに関する分析は、経済学者、とりわけ計量経済学者の得意とするところだ。その一方で、新しく出来つつある労働市場をより良いものにするため、どのような制度を作るべきか考える際は、法学者の出番となる。

もともと、労働法学は「弱者」である労働者を保護するために集団での交渉権を認めるなど立法的介入(P73)を是としてきた。個人が合理的で自由であることを前提とする経済学とは、そもそも世界観が違う。また、弁護士など法曹実務家や法学者が接するのは、裁判などの紛争事例という極端な事例であることが多く、社会の病理現象的なものを「一般的」であると思込みがちである(P81)との指摘も興味深い。

### ■ 「労働者＝弱者」論を超えて

好むと好まざるとに関わらず、労働の市場化は進んでいく。そうした中で目指すべきは個々の労働者は「弱者」から「エンパワー化された個人」になるべき(P43)であり、この目標に向けて専門家が分野を超えて協力する必要があることが分かる。ところで私は、本書のもとになったシンポジウムを当日、実際に聞く機会があった。非常に濃い内容の報告が続いた中で、特に

興味をそそられたのは、小島典明・大阪大学大学院高等司法研究科教授の「労働市場改革と労働法制」と題した報告であった。「『できること』と『できないこと』の見極めが重要」という、一風変わった副題がついている。労働法の専門家であり、政府の規制改革関連の委員を歴任した小島教授は、規制する側(監督行政)が、「自分できないことを他人に強制」しているという実態を指摘した。

労働問題をめぐる報道では、弱い立場の労働者を守るため政府に規制強化を求める論調が主流になりがちだ。メディアも研究者も、「弱者目線」で政府を批判するのが暗黙の決まりのようにになっている。そうした中、小島教授は単なる保護主義をよしとせず、現実的な目線で、どのような規制のあり方が「フェア」であるかを厳しく追求していた。シンポジウムから1年が経過したが、この報告を聞いた時の驚きと知的興奮は記憶に新しい。この報告は、本書の第4章に収められている。

OECDのデータによると、日本は労働者に占めるパートタイマーの割合が高く、男女ともに世界で3番目である(P19)。働く人々の間で格差が広がる中、労使対立ではなく労労対立(P58)も問題になっている。本書を読むと、世界全体や大きな歴史的流れの中で労働市場の変化と方向性をつかむことができる。

# 日米企業の研究開発の相違点を探る

The R&D Process in the U.S. and Japan  
Commercialization and Other Uses of Patents in Japan and the U.S.

■ DP No.09-E-010/DP No.09-E-011 ■ 長岡貞男 / John P. WALSH

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e010.pdf>  
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e011.pdf>



## 長岡 貞男

RIETI 研究主幹・ファカルティフェロー  
一橋大学イノベーション研究センター教授

### Profile ながおか・さだお

東京大学工学部卒業。1980年マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院よりM.S.（経営学）。1990年マサチューセッツ工科大学経済学部よりPh.D.（経済学）。1975年通商産業省入省。1986年世界銀行へ出向。1992年成蹊大学経済学部教授。1996年一橋大学商学部附属産業経営研究所教授。1997年一橋大学イノベーション研究センター教授。2004年-2008年同センター長。この間、産業構造審議会の臨時委員、OECDの貿易と競争政策ワーキンググループの事務局、WIPOの事務局長アドバイザー、公正取引委員会競争政策研究センター主任客員研究員などを務めてきた。

### ——調査の目的と概要、特徴をお教えてください。

研究開発は、知識を生み出してその成果を市場において新製品あるいは新生産プロセスとして商業化することが目的ですが、その本質は知識ですので、それを測定する良いデータがありません。そこで、日米の研究開発のプロセスを正確に把握するために、プロジェクトベースの調査を行いました。研究開発に関しては従来は企業単位の調査が多かったのですが、同じ企業でもさまざま異なる産業分野や異なった目的を持つ研究開発を行っており、そうした研究プロジェクトごとに異なる背景を把握し、その結果として生み出された発明の内容とを付き合わせることで、より正確な実態把握ができると考えたためです。米国ですでに特許を取得し、さらに日欧でも特許出願している、比較的質の高い「3極特許（triadic patents）」が対象です。2007年に日米で調査を行い、日本は3658件、米国側が1919件のデータを入手しました。同時に、日本では3極特許以外の特許も調査対象としましたが、日米比較は3極特許で行っています。

経済成長の鍵をにぎる研究開発、そのあり方は、日米で違いがあるのか、また日本の課題は何か——。長岡RCらの研究チームは、日米企業が保有する約5600件の特許を対象に、研究開発の目的、研究体制、知識源、資金源、得られた特許のパフォーマンスなどについて、従来のように企業単位ではなくプロジェクト・レベルで、分野網羅的かつシステムティックに情報を収集し、それを活用したイノベーションの研究を様々な角度から行っている。その1つとして、ジョージア工科大学との協力で米国についても同様の調査を行い、日米比較を行った。

長岡RCらは、既存事業の枠内の研究は、事業の成熟化とともに収益率の低下が予想され、日本企業も、米国のようなフロンティア型の研究開発にシフトしていく必要があり、そのためには、発明者のキャリアパスの設計を含め、それに適した研究開発の体制整備を長期的に行っていく必要があるのではないかと指摘する。

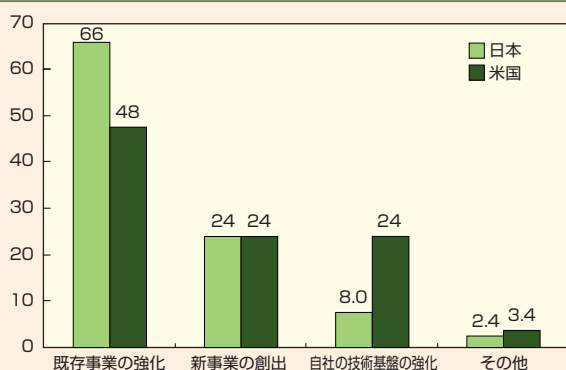
## 日本で目立つ「既存事業の強化」のための研究開発

——特許の前提となる研究開発ですが、日米にはどのような特徴がありましたか。

まず、個々の研究開発プロジェクトの目的ですが、1) 既存事業の強化、2) 新事業の創出、3) 自社の技術基盤の強化、4) その他、という4つに分けて、どれに該当するのかを聞きました。その結果が図1です。日米ともに1) 既存事業の強化が最も多かったのですが、日本の方が66%と、米国の48%を上回っています。また、2) 新事業の創出は日米とも同率ですが、新事業創出を目指した研究開発の担い手に大きな違いがあります。企業規模別（大、中、小、最小の4種類）に4つの目的の比率を集計したところ、米国の場合、最も小さな規模の企業における新事業創出型研究開発の比率が45%と際立って多いとの結果を得ました。これは、米国の場合、新事業を立ち上げる起業家が研究開発を行うケースが多いためと考えられます。

この他に目立ったのは技術基盤の強化で、日本では研究開発全体の8%に止まっているのに対し、米国では24%にのぼっています。個別の既存事業の範囲に止まらず、さまざまな事業のインフラにもなりうる基礎的な技術力の向上を重視する米国のこうした特徴は、ほぼすべての産業分野で見られますが、とりわけ、半導体、情報通信、ソフトウェア、光学などの分野で顕著でした。

図1 研究開発の目的（回答者%）



——なぜ、こうした違いがあるのでしょうか。

研究開発に対するファイナンスのあり方の違いも関係していると思いますが、研究者の問題が重要と考えられます。今回、研究者の属性についても調査しましたが、米国では

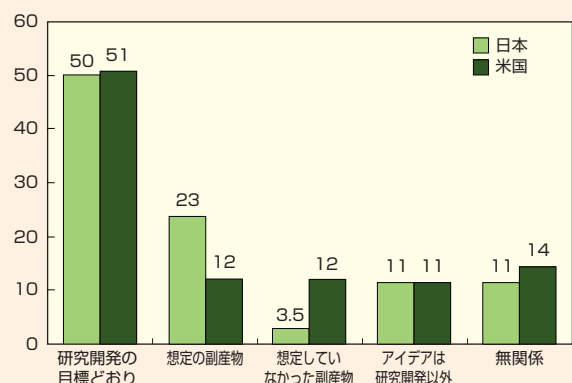
博士号を取得している研究者の割合が45%にのぼるのに対して、日本は12%でした。日米ともに、既存事業の強化や新事業の創出などに比べ、技術基盤の強化の場合は博士研究者の占める比率が高くなるため、そうしたニーズに対応できる米国の方が、基礎的な技術の開発により力を入れる結果になると思われます。

## 発明のセレンディピティーが高い米国

——研究開発から発明が生まれるプロセスについて、他にどのような特徴がありましたか。

発明は、いつも研究開発プロジェクトが当初想定した通りに生まれる訳ではありません。思ってもいなかった成果が得られるというセレンディピティー（当初予期していなかった発明）も重要です。図2は得られた発明の内容が、1) 研究開発の目標通り、2) 想定内の副産物、3) 想定していなかった副産物、すなわちセレンディピティー、4) アイデアは研究開発以外、5) 研究開発とまったく関係ない、などの項目のうちどれに該当するかを聞いた結果です。これによると、日米とも発明の半分が研究開発の目標通りであった訳ですが、一方で、日本の発明の3.5%、米国の12%が3) 想定していなかった副産物であり、日本の11%、米国の14%が5) 研究開発とまったく関係ない形で生まれたことがわかります。全体的に、米国の方が高いセレンディピティーを示しており、これは先に見た日米の研究目的の違い、すなわち、米国の方が当面の事業とはつながらないシーズ開発のための研究により力を入れていることと関連しているとみていいのではないのでしょうか。

図2 発明が生まれるプロセス



## ——研究開発の成果として生まれた発明自体には、どのような違いがありましたか。

今回の調査では発明者に対して、発明が行われた技術分野の中で自らの発明がどのような位置（①トップ10%、②～25%、③～50%、④下位半分）を占めると考えているか聞きました。これは主観的な評価ですが、他の特許からの引用頻度など別の評価指標とも整合的で、信頼に足る評価と考えられます。日米ともに企業の規模が小さいほどトップ10%に入る発明の割合が高まる、すなわち、発明の経済的価値が大きくなる傾向があります。一方、日米で大きく異なっているのが、大学研究者による発明の質です。日本の大学の場合、トップ10%の発明は全体の9.4%にすぎませんが、米国の大学ではこの比率が30%に跳ね上がります。

もう一つ、日米で差が見られるのが、100人以下の小さな企業によるトップ10%の発明のシェアです。日本ではこうした企業の発明者によるトップ10%の発明は全体の10%ですが、米国では21%あり、米国では大学とこうした企業で重要な発明の割合の約4分の1を占めています。

以上の調査結果からは、米国の研究開発の方が既存事業にとらわれない基盤技術の育成や新事業のためのシーズの開発に比重を置いていることが、米国の研究開発パフォーマンスが高い原因となっているという関係が見えてきます。そして、米国ではそうした種類の研究開発を、大企業のみではなく、小企業や大学が積極的に担っている姿が浮き彫りになりました。

## 日米ともに特許の商業化は6割

### ——今回の調査で発明の商業化 (Commercialization) に注目された理由は何でしょうか。

発明が市場で高い評価を得る、すなわち、発明が単なる発明に終わらずに新製品あるいは新生産方法として具体的な経済的価値を持つためには、発明の商業化が前提となります。商業化とは、発明が何らかの形で経済活動に実際に利用されることで、ライセンスの供与や起業を通じて他社のために使われたり、純粋に自社の事業のためだけに使われる場合も含まれます。

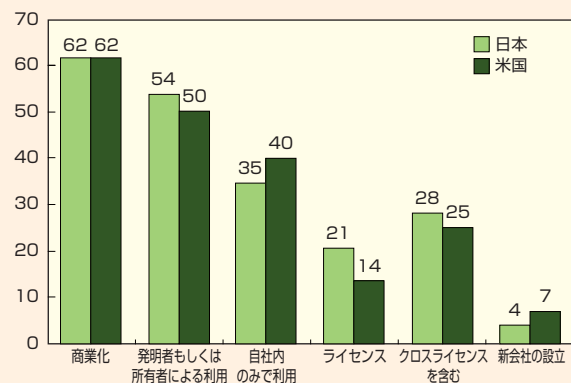
図3から分かるように、日米ともに発明の6割が商業化されています。出願人による利用のうち、自社だけのために発明を使っている割合を日米で比べると、日本が65% (35%/54%)、米国が80% (40%/50%) となり、米

国の方が発明の利用の仕方が排他的と理解できます。しかし排他的でも、利用されている割合が日米で同じであることが興味深い点です。排他的であるが故に新たに開発される用途があることを反映していると思われます。

一方、発明の使われ方は、発明が行われた研究開発のそもそもの目的によって異なることが想定されるため、1) 既存事業のため、2) 新事業のため、3) 新しい技術基盤の創造のため、という3つの目的ごとに日米の発明の使用状況を比べてみました。

その結果、(1) 米国では、3) 新しい技術基盤の創造を目的とする研究開発における発明で自社利用する割合が多い (43%。日本は28%)、(2) 米国のライセンス比率は全体的に日本を下回る傾向がある (米国：8 - 19%、日本：17 - 23%)、(3) ただし2) 新事業を目的とする研究開発における発明では、商業化された発明に占める自社利用割合が、米国は日本より低く (米国：75%、日本：88%)、排他的な契約でライセンスやスタートアップに活用されているといった点が確認できます。米国の新事業分野では、起業やライセンスを通じて必要な技術がやり取りされる市場が比較的整っていることが背景にあるようです。

図3 発明の商業化



## 「先行者優位」と特許制度

### ——商業化に至らない発明とはどのようなものですか。

日米とも商業化されていない発明は全体の4割弱で、既存事業、新事業、基盤技術の順に商業化の割合が低下しています (図3)。

企業が発明の商業化をしていないにもかかわらず他社にライセンスをする方針も無い (ブロッキング特許) 場合、主



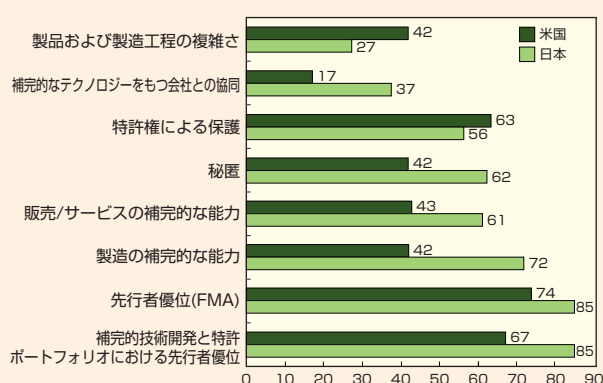
に2つのケースが考えられます。1つは、現在は商業化に踏み切れないが、状況が変化した場合に商業化してもいいと考えている場合、2つ目が、状況の変化にかかわらず商業化はしないと考える場合です。調査の結果、既存事業、新事業、基盤技術のいずれの目的の発明でも、2つのタイプの企業が同程度存在していることが分かりました。企業の判断次第で、少なくとも前者の企業の場合は、発明が商業化される可能性があると考えられます。

発明の商業化については、特許保護の活用を超えた幅広い視点を持つことも大切です。企業が発明を利用する、商業化に踏み込む目的は、基本的に利益を確保するためです。しかし、発明による利益の確保のためには、特許による権利の保護が唯一無二の手段になるわけではありません。先行研究などでも、いわゆる先行者優位（First Mover Advantage、FMA）をより重要な要素としてあげる例が少なくありません。

——企業は自らの発明を具体的な経済的利益に結びつけるにあたって、どのような戦略が重要と考えているのでしょうか。

図4は、特許制度による権利の保護やFMAのほかに、発明を商業化するために必要になる補完的な能力、発明の機密性、製品や製造工程の複雑さなど、想定される要因ごとに「重要」と答えた企業の割合を示したものです。これによると、日米ともに、「重要」という回答の割合が最も多かったのはFMAであり、日本企業は次いで、販売や製造の補完的な能力を重視しています。これに対して米国企業の場合は、特許の排他権の利用を重視する割合が相対的に多いことが分かりました。米国は日本に比べて発明利用の排他性が強いという点をすでに確認しましたが、他者に対して発

図4 発明利用の戦略



明の独占的使用権を主張する特許制度を重視するという米国の結果は、それと関連づけて理解できるのではないのでしょうか。

## フロンティア型の研究開発を

——今回の調査結果から、企業の研究開発、あるいは政府の関連政策のあり方について、どのようなインプリケーションが得られましたか。

調査から明らかになったように、日本の研究開発は既存事業の強化に力点が置かれています。こうした研究は事業が成熟するにつれて収益率の低下が予想されます。一方、米国企業は既存事業にとらわれない基盤技術の育成や、新事業のためのシーズの開発に比重を置いています。日本企業も今後、こうしたフロンティア型の研究開発にシフトしていく必要があるでしょう。そのためには、博士号を持つ研究者を米国並みに増やす必要が出てくるかもしれません。

研究開発の担い手という点では、米国における小企業や大学の役割が日本と異なっている点が確認できました。米国では、こうした小企業や大学が比較的優れた発明の担い手になっています。日本でも、従来から政策面での支援の必要性が指摘されていますが、リスク資金の出し手をどう確保するのかといったファイナンスの問題も重要です。

制度面では特許の独占排他性という問題があります。米国の例から分かるように、排他性の強さは発明やその商業化を阻害するのではなく、逆に知的財産権の収益性を高めることを通じて商業化を促進する役割を果たします。日本もこうした観点から、制度を見る必要があるのではないのでしょうか。

——今後の研究の方向性について教えてください。

1つの例として、研究開発に携わる研究者について、日米にどのような違いがあるのか、さらに深い分析をしていきたいと考えています。日米の教育水準の違いについては紹介しましたが、企業が研究者に対して提供するインセンティブのあり方なども重要な論点になりそうです。また、異なる企業が連携して行うコラボレーション型の研究開発のあり方も重要になっています。すでに日米ともに1割以上が、こうしたタイプの研究になっており、同時に日本では共有が多いという問題もあり、今後さらに重要になっていくことが予想されます。

# 担保は国内中小企業の パフォーマンスにどのような 影響をおよぼすのか

The Effects of Collateral on SME Performance in Japan

■ DP NO.08-E-037 ■ 小野有人 / 坂井功治 / 植杉威一郎

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/08e037.pdf>



## 植杉 威一郎

RIETI コンサルティングフェロー

一橋大学経済研究所世代間問題研究機構准教授

### Profile うえすぎ・いいちろう

東京大学経済学部経済学科卒業。2000年カリフォルニア大学サンディエゴ校経済学博士課程終了 (Ph.D)。1993年通商産業省入省、2002年RIETI 研究員などを経て、2007年より現職。主な著作は "The Role of Collateral and Personal Guarantees in Relationship Lending: Evidence from Japan's SME Loan Market." (共著, Journal of Money, Credit, and Banking, forthcoming), 『検証 中小企業金融』 (共編著, 日本経済新聞出版社) など。

中小企業の担保提供や個人保証は効率的な資金配分に反するという見方がなされてきた。とりわけバブル期の土地の値上がりを背景にした企業の優劣に関係ない担保偏重融資の反動もあり、近年、担保をとらないスコアリング融資などの動きが広がっている。

植杉威一郎 CF らは、中小企業庁の金融環境実態調査のデータと東京商工リサーチ提供の財務データから、中小企業が担保や個人保証を提供したあとの収益や財務の変化を分析した。その結果、従来いわれていたような担保・個人保証の否定的な側面とは逆に、担保を提供した企業の収益が改善し、財務的な危機に陥る可能性も低下したことを実証した。こうした結果を踏まえ、植杉 CF らは担保や個人保証の役割を再評価した方が良いとの見方を示した。

## 否定的な側面が強調されてきた中小企業の担保の提供や個人保証の役割

——中小企業の担保や個人保証とパフォーマンスとの関係を研究された動機は何でしょうか。

日本では担保の提供や個人保証の否定的な側面が過度に強調されてきた嫌いがあります。否定的な側面とは、銀行が中小企業に対して過大な担保を求めがちで必要なところに資金が行き渡らない、個人保証の場合には資金が返済できないと事業とは全く関係のない第三者に返済を求めることになる、といったことです。特にバブル期には、担保偏重融資、すなわち、土地の値上がりを背景に企業の優劣に関係なく、担保となる土地さえあれば融資する銀行の姿勢が批判されていました。

こうしたことから、政策を担当する側には中小企業に担保を求めない方がいいのではと考える傾向があり、金融庁でも、そうした考え方が根強いように思われます。たとえば、2003年に策定されたリレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムでは、銀行と企業との関係を緊密にすることで、本当に資金を必要としている中小企業にお金を流していくことの重要性が強調され、そのための取り組みの方向性が示されました。このなかでも「担保や保証に過度に依存した融資はやめよう」という考えが示されています。

しかし、担保や保証をやめれば銀行はきちんと貸出先との関係を深め、頻繁にモニタリングするようになるのでしょうか。こうした疑問から、2005年の論文で、担保や個人保証がどの程度提供されているかを見た上で（図1-図4参照）、(1)担保を提供しているのはどういう企業か、リスクの高い企業か低い企業か、(2)企業が担保を提供することで、銀行は企業へのモニタリングをやめてしまうか、(3)リレーションバンキングは本当に担保や保証の代わりになるか、を検証しました。

## 実際は担保の提供は銀行の監督と補完的

### —結果はどうでしたか。

それまで考えられていたのとは逆でした。すなわち、銀行によるモニタリングの程度を、企業が銀行に対する資料提出する頻度で計ったところ、担保を提供することと銀行が企業を頻繁にモニタリングすることは補完的でした。つまり担保を提供した企業には銀行が頻繁にモニタリングを行い、銀行によって頻繁にモニタリングされている企業ほど担保を提供していることが分かりました。また、銀行と企業との関係が深まれば深まるほど担保を提供することが多くなるという結果も出ました。これは、金融庁が暗黙のうちに前提としていた、リレーションシップバンキングが進めば担保がいらなくなる、という考えと違います。

ただ、この時点（2005年）の研究では、担保を提供した企業のその後について、データがなく調べられませんでした。担保を提供していない企業と比べて提供している企業の収益は良くなっているのかどうか、リスクは低下しているのかどうかを検証しようというのが、今回の論文の動機です。

図1 調査対象企業5920社の内訳

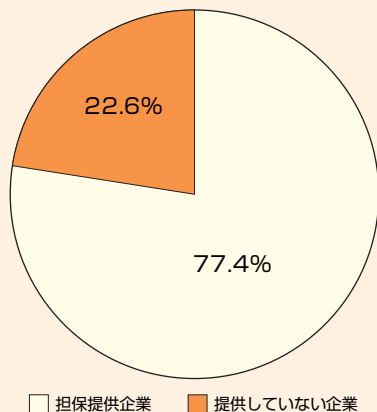


図3 調査対象企業5920社の内訳

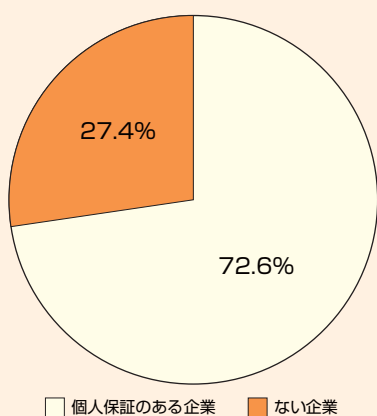


図2 担保の内訳（%、複数回答あり）

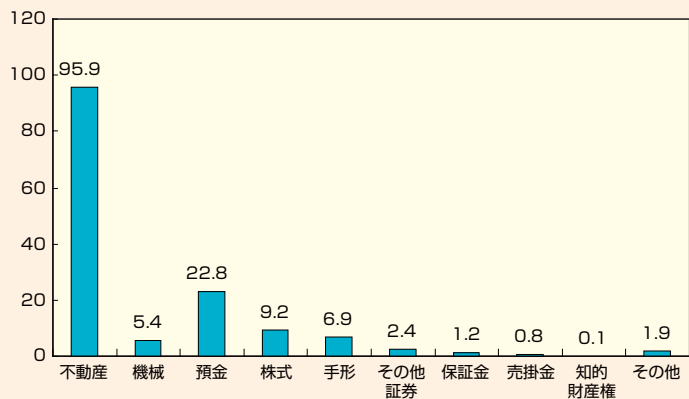
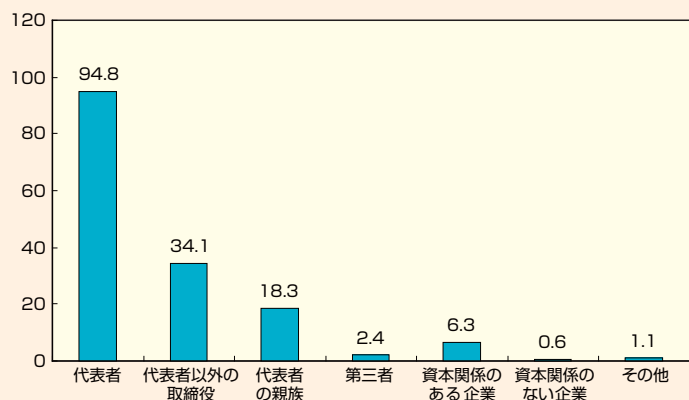


図4 個人保証の内訳（%、複数回答あり）



出所：中小企業庁金融環境実態調査

——中小企業の担保提供および個人保証と収益改善に関することについて、どのような仮説が立てられていますか。

1つは担保を提供することで借り手のモラルハザード（倫理の欠如）が抑えられるということです。これは理論的にはいわれていますが、この命題を正面から扱った実証分析は私たちが知る限りではなされていません。先行研究があっても、もともと財務面でのリスクの高い企業が担保を提供することが多いので、借入金の返済不能に陥る確率が高くなるとの指摘に止まっています。これでは、担保を提供する前の企業の属性が影響しているのか、担保を提供することにより企業のパフォーマンスが変化したかを区別できません。

## データ処理は経済環境の影響や企業の属性などに配慮

——そこで、今回はデータを使って実証分析をされたわけですが、大量のデータを使用するにあたっての工夫はありますか。

使用したデータは中小企業庁が2001年から2003年までに実施した金融環境実態調査に回答した企業のもので、この調査には担保や個人保証を提供しているかどうかのデータがあり、たとえば、ある年に企業が担保を提供した、あるいは、何らかの理由で担保提供していないといったことが分かります。

一方、担保や個人保証を提供した企業の業績が、その後どう変化したかは、該当する企業についての東京商工リサーチ提供の財務データを使用しました。前述の金融環境実態調査データと併用し、同じ企業の事後的な行動変化やパフォーマンスの変化を追えるようにしました。

データ処理で工夫した点は、担保を提供し続けている企業では担保の効果が調査時点より前にすでに現れている可能性もあるため、これまでは担保を提供していなかったが新たに担保を提供し始めた企業を分析の対象とした点です。このためサンプルセット全体では2万社程度あるのですが、最終的な分析対象は500社－1000社程度に絞込みました。

次の工夫は、担保を新たに提供した企業を何と比較するかという点についてです。担保を提供した企業の業績が改善したといっても、日本全体の経済環境が良くなったからかもしれません。そこで、同じ時期に存在していたが何らかの理由で担保を提供しないままであった企業を比較の対象にしています。経済全体の環境変化は、担保を提供した

企業にも提供しないままの企業にも同じように影響するはずですから、両者を比較することで、マクロ的な経済環境の影響を取り除くことができます。

比較対象になる企業の選定にも工夫が必要です。もともとの企業の性質が担保を提供する企業とそうではない企業で異なってしまっていると、その後の変化はもともとの企業の性質の違いを反映したものになってしまいます。そこで、担保を提供した企業と比較したい対象以外の企業の属性をできるだけ近づけてから分析するようにしました。

——収益の変化は具体的にどのような指標でみたのでしょうか。

企業の「質」を計るものとして、ROA（総資産利益率）と自己資本比率を用いました。また財務的な危機に陥っていないかどうかをみるものとして、赤字かどうか、債務超過かどうか、インタレストカバレッジ（期間利益の借入金金利に対する比率）が1を下回っていないかどうか（下回っていると貸し倒れリスクが高い）、を考えました。

## 格段に高い信用保証の政府依存度

——今回の分析では政府の信用保証を受けている企業の扱いに注意を払われていますね。

日本の中小企業金融を見ると、政府の役割が大きいのが特徴です。中小企業向け融資は約250兆円ですが、この1割以上にあたる30兆円に政府の信用保証が付いています。こうした中小企業向けの信用保証への依存度の高さは、欧米ではみられないことであり、担保・保証人の分析をする際にも注意を払う必要があります。返済が行われなくても全額が政府によって保証されている貸出案件であれば、金融機関は、債権を保全するために担保や保証人を求める必要がなくなります。そこで、今回の分析では、政府の信用保証を利用している企業をまずは分析の対象から外すことにしています。

もっとも、政府の信用保証を受けている企業は規模が小さく財務体質が弱い企業が多いため、これらの企業をすべて除外すると、「強い企業」ばかりが対象になりかねません。そこで、部分的に政府の信用保証を使っている企業を再び入れて、小規模で財務体質が弱い企業も対象に含まれるようにした分析も行いました。

## 担保提供企業は収益が改善、財務の悪化を回避

## —分析結果はどのようになりましたか。

まず担保の提供についてですが、これによって収益が改善すること、財務の悪化が回避されることが、はっきりと分かりました(表1参照)。担保を提供すると何が変わるかということ、企業の行動が変わること、貸し手の金融機関の行動が変わることの両方が考えられます。企業の行動が変わるとは、借入金の返済不能に陥れば担保が差し押さえられ損失となるので、それを回避しようと経営努力する、すなわちモラルハザードが抑えられます。一方、金融機関の行動としては、担保を提供した企業をより頻繁にモニタリングする可能性があります。こうしたモニタリングを企業が重く受け止める場合には、経営に規律が働きます。また、担保の提供によって資金がより多く借りられるため、企業が新規事業を多く行って売り上げを増やす中で、収益が改善するという可能性も考えられます。

分析の結果から、モニタリングの頻度には変化はみられず、また、売り上げも伸びていないことが分かりました。売り上げ増大というよりもコスト削減によって利益率が上昇しています。こうした点を考えると、金融機関がモニタリングを頻繁にするからというよりも、企業自身の行動が変わり、モラルハザードが抑制されることで収益が改善しているといえます。

**表1 担保を提供して1年間の企業のパフォーマンスの変化**

総資本利益率 (ROA)	1.2%改善
自己資本比率	1.9%改善
返済不能に陥る確率	0.6%低下
債務超過に陥る確率	2.9%低下
インタレストカバレッジ*が1以下になる確率	17%低下
赤字に陥る確立	12%低下

\*借入金金利/期間利益

出所：分析結果より

## —個人保証については、担保の提供ほど結果が鮮明でなかったようですね。

ここでの個人保証は経営者本人による保証が大半を占めます。本人保証は債務者への圧力のかかり方が弱いということが考えられます。担保の場合は、土地など差し押えられる物件が明記されますが、個人保証では、返済不能となったときにどの資産が提供されるのか明記されていないので、借り手にとって担保と意味が違うのではないのでしょうか。つまり本人保証の提供と担保の提供では、担保のほうが重く受け止められていると思います。

## 担保や個人保証の役割を再評価

### —導き出された結論からいえる政策への示唆はなんでしょうか。

これまで、担保の提供や個人保証は、効率的な資金配分に寄与していない、とみられていました。今回の分析結果は、実はそうではないのではないか、ということをお話しています。担保の提供や個人保証によって企業と金融機関との関係が損なわれることはなく、企業の収益は改善し、金融機関のモニタリングも頻繁に行われています。今後は、担保や個人保証の役割を再評価したほうが良いのではないのでしょうか。

また、最近、金融機関の融資の方法として、担保を求めず、融資先の貸借対照表に基づき金利を決めるスコアリング融資やビジネス融資が広がっています。この方法によると、借り手に経営努力をしようという規律が働かなくなる恐れがあります。日本の社会は「借りたお金はきちんと返す」という個人の良心に依存してきた面がありますが、これはいつまでも続く習慣とは限りません。担保や個人保証は、借り手がまじめに経営努力する規律づけに有用だということを見直すべきでしょう。

さらに、これまで不動産に限られていた担保の範囲をどこまで広げていけるかということも、今後議論されるべきでしょう。最近、売掛債権や在庫など動産も担保として扱う動きが出てきて、信用保証協会の保証をつけるなど、政策面でも後押しされています。これは歓迎すべきことです。知的財産権など評価が難しいものもありますが、範囲の拡大が進むことは良いことでしょう。

### —今後の研究課題は何でしょう。

不動産から動産に担保の範囲が広がっていった場合、どういう違いが出てくるかが1つの関心事項です。この問題については、経済学者が経済的なインセンティブを調べるほかに、法学者の間でも議論がされているようです。すなわち、不動産から動産へと担保の範囲が広がっていった場合、法律の面で何が必要か、ということです。担保が動産にまで広がることで、どのように資金配分の効率性が変化するかという点について、共同で取り組むことができれば良いと思っています。

また、世界銀行のエコノミストなども、担保や保証人制度と金融の仕組み、その国の経済成長の度合いの関係に高い関心を抱いており、担保や保証人に関係するテーマが発展していく余地は大きいといえます。

# 地点(郵便切手)送電料金制 のもとでの電力会社間精算



■ DP No.09-J-011 ■ 八田達夫

URL:<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/09j011.pdf>

## 八田 達夫

RIETI ファカルティフェロー  
政策研究大学院大学学長

Profile はった・たつお

国際基督教大学教養学部卒業。Ph.D.in Economics(米ジョンズホプキンス大学)。米オハイオ州立大学経済学部助教授、米ジョンズホプキンス大学経済学部教授、大阪大学社会経済研究所教授、所長、東京大学空間情報科学研究センター教授、国際基督教大学国際関係学科教授を経て、2007年4月より現職。主な著作は『直接税改革』(日経)、『年金改革論』(日経)。編著書に、『東京一極集中の経済分析』(日経)、『東京問題の経済学』(東大出版)など。

日本では長らく発電も送電もまとめて電力会社が地域ごとに独占してきた。「規模の経済」があり、それが合理的と考えられたからだ。しかし、発電に関しては、その前提が崩れている。電力需要の拡大で、個々の発電所の能力は相対的に小さくなり、小型で効率的な発電技術も生まれた。

送電には独占を認めて送電料金を規制した上で、発電は自由化して電力の売買を認めるとしよう。こうした市場での送電料金の設定はどうあるべきか——。ここでは地理的な需給の偏在に注目している。(発電は青森や九州、受電は東京や大阪で相対的に多い。)効率的な料金体系は、需要超過地で発電を、供給超過地で受電を有利にする。そのような料金体系の下で地域をまたいで送電する場合の中継送電会社に対する「精算」の仕組みを検討する。

価格がシグナルとなって、発電所や事業所の効率的な立地が進めば、送電投資も軽減され、電力料金引き下げにもつながる。効率化に向けた、送電料金のあり方を提案する。

## 電力の規制、見直す時代に

——電力市場を取り巻く環境が変わってきているようですね。

これまで、電力は規制産業の典型でした。固定費用の割合が大きく、いわゆる「規模の経済」があるため、地域独占を認めて1社に電力供給を担わせた上での価格規制が合理的と考えられていました。ところが、現在ではそれが必ずしも適当といえない状況ができています。

変化の1つは、発電の分野で「規模の経済」がなくなったことです。たとえば、佐久間ダムを建設した高度成長の時代には、発電効率を高めるために、資源を集中してなるべく規模の大きいものを造ろうという考え方がありました。それが最近では、個々の発電所の能力に比べて電力市場の規模が十分大きくなったことや、ガスタービン発電など小規模で安く発電できる技術も生まれたことから、事業者が競争的に電力供給に参加しても、資源配分が非効率になる心配がなくなりました。

もう1つは情報技術の発達で、需給調整が容易になったことです。電力は多くの需要者の利用動向を見ながら、常に給電を調節して需給を一致させる必要があります。以前は、それを電力会社の発電所に委ねるのが適当だったのですが、情報通信技術の発達で、分散的な需給調整が可能になりました。規制を見直す時代になっているといえます。

それに対し、同じ電力事業でも送電は事情が異なります。既存の送電線があるところに、別の事業者が並行する送電線を建設して事業に参入するという状況は、一般には考えられません。規模の経済を保っているのです。

このため、送電ネットワークは規制産業として存続させる一方で、発電事業への参入は自由にして、顧客へ電気を届ける時は送電線の利用料を送電会社に支払う形にすれば発電の効率化が期待できます。

1980年代以降、こうした環境の変化を背景に、さまざまな国で自由化が進みました。

### ——日本ではどの程度、自由化が進んでいるのでしょうか。

発電市場の自由化はある程度進んでいます。北欧などの先進地域と同様、翌日の電力需給を調節する「前日スポット市場」が開設されており、そこに電力会社のほか、通信会社系、ガス会社系などの新規発電事業者や大口の需要家が入って、送電料金を含まない電力量本体の価格について取引をしています。参加者は、「この価格ならこれだけ電力を買う・売る」という翌日の需要予定・供給予定を30分刻みで市場を管理する取引所に提出し、取引所は需給が折り合う水準に量と価格を調整します。そこには、ミクロ経済学で学ぶ需要曲線と供給曲線があり、その交点で均衡価格が決まる世界が存在しています。

ここでの問題は、送電線、特に隣接する電力会社をつなぐ「連携線」と呼ばれる部分で混雑（ボトルネック）が発生すると、どの地域でも同一の価格では取引できなくなることです。その場合には、混雑地点（連携線）で地域を分けて価格を再設定するのですが、需要地域側では供給される電力が減るために値上がりが発生してしまいます。

また、日本が他国と違うのは、こうしたスポット市場で決まった価格が適用されるのは、全体から見るとごく一部だということです。電力会社は相対（あいたい）で契約を結んでいる長期契約先には、こうした混雑時にも優先的に事前の契約料金を契約先の求めるだけの電力を流すようになっています。

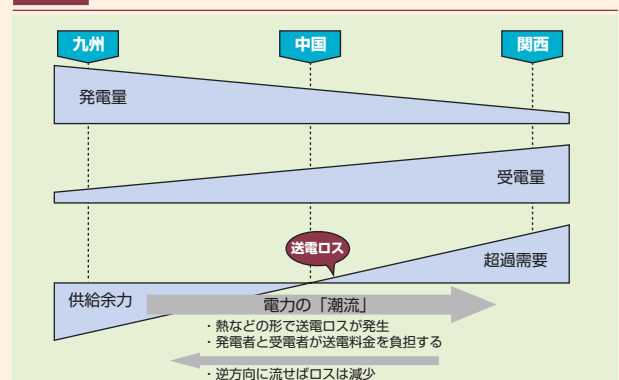
## 当事者の立地のみで課金

——本論文で注目したのは「送電料金」のあり方ですね。

電力は一方向ばかりに流そうとすると、熱などの形で一部が失われます。これが「送電ロス」です。たとえば、発電所が多い九州から、需要家が多い関西に電力を送る場合を考えましょう（図1）。この場合、「潮流」は九州から関西へとなり、潮流方向に送電ロスが発生します。その費用は、送電サービスを利用する九州の発電事業者と関西の需要家が負担するのが理にかなっています。

ところが、そこに「潮流」とは逆方向の流れを加えると、送電ロスが減るという性質があります。ということは、需要地に近い関西からの発電や、供給地に近い九州に工場を設けて電力を使うという事業者の立地は、全体としての費用削減に寄与することを意味します。そうした形で電力市場に参入するのであれば、料金をとるのではなくむしろ送電線の利用に補助金を与えることも一案です。結果として送電する電力量も減るため、送電線の建設も抑制でき、電力料金の引き下げにもつながります。

図 1



——なぜ、「地点」ごとの料金になるのでしょうか。

こうした地点ごとの需給状況を反映して送電料金を設定するのが、本論文で取り上げた「地点料金制」です。相対取引であれば、「九州から関西まで」という始点と終点を特定した取引が成り立つのですが、発電が自由化され、取引所で需給が調整されるようになると、経路を特定した取引は適さなくなります。そこで、欧米を中心に自由化された市場では、「地点制」が広く採用されています。料金が行き先によらないため、「郵便切手」制ともいわれます。

北欧などで採用されている地点制では、発電事業者から送電線への「注入」、需要家の「引き出し」に対して、そ

それぞれ料金がかかります。その料金は地点ごとに異なります。これに対し、現在の日本の電力取引では、課金されるのは発電事業者が注入する場合だけで、地点制を採用していないため、基本的にはどこで発電して注入しても料金は変わりません。潮流に沿って送電しても逆方向に送電しても同じ料金です。

このため、発電事業者には需要地に近いところに発電所を設けようというインセンティブが働きません。需要家側に課される引き出し料金もないため、工場などをもつ企業側にも立地を動かそうとする誘因がありません。効率化を促さない料金体系になっているのです。

地点料金制を日本に導入したらどうなるかを、仮設例で示したのが図2です。九州で送電網に1kWを注入する発電事業者は2円(①)を支払い、関西で1kWを引き出す需要家はやはり2円(②)を支払います。

図2 1kWの電力を取引する場合の費用(円)

	九州	中国	関西
供給側料金 (注入料金)	2 ①	1	-2
供給側料金 (引き出し料金)	-2	-1	2 ②

## 「精算」ないと送電網が投資不足に

——「精算」制度をあわせて提案されていますね。

この地点制は、日本全体が1つの送電会社でカバーされていれば、「注入料金」と「引き出し料金」を場所によって変えるだけで完結します。ところが、電力会社は地域別に分かれているため、図1のように、九州から関西に電力を送る場合、途中で中国電力管内を通る必要があります。この時、九州電力に注入料金が支払われ、関西電力に引き出し料金が支払われるだけの地点制の仕組みでは、中国電力には何の見返りもありません。

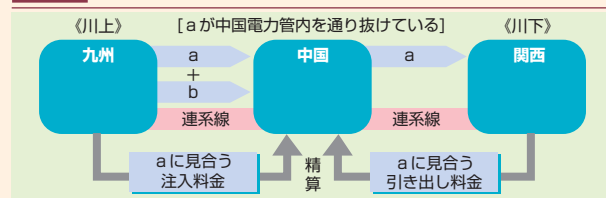
そこで、「通り抜け」送電線を持つ中国電力にも収入が入るよう、「精算」の仕組みを設ける必要があります。精算制度を設けない場合、「通り抜け」が発生する電力会社の送電網への投資意欲が削がれます。

送電料金は通常、従量料金と固定料金の二段階になっており、この通り抜け問題は、その双方について生じます。ここでの提案は、従量料金の場合、通り抜け区間で発生する送電ロスに応じて、その送電線を提供する電力会社が収入を得るようにすべき、というものです。固定料金につい

ては、通り抜け電力量に見合っ、川上側の電力会社が注入料金を、川下側の電力会社が引き出し料金を払うようにすべきです。

九州から関西方向に電力を送る場合の、固定料金の「精算」例を図3に示しました。九州から中国には「 $a + b$ 」の電力が流れ、中国から関西へは「 $a$ 」の電力が流れています。この場合、 $b$ は中国地方で受電されており、 $a$ が「通り抜け」に相当します。中国電力は九州電力から注入料金、関西電力からは引き出し料金を得る形で「精算」するのが合理的です。電力会社はその通り抜け料金の財源を、川上(九州)での発電者と、川下(関西)での需要家双方に対して求めるのが自然です。送電ロスをカバーする従量料金と同様、電力網への注入にかかる固定料金は川上で高く、引き出し料金は川下で高くなります。

図3



## 効率化余地大きい電力市場

——海外の事例に学ぶことはほかにもありますか。

1つは「リアルタイム市場」です。電力は常に非常に狭い範囲で需給を一致させる必要があり、需給に微小なギャップが生じただけで周波数が変化して、停電が起きる恐れがあります。需要と供給は、相対取引や前日スポット市場で大枠は見合うとしても、実際には需要家は予定より多く消費したり、発電所も少なく発電したりということが起きます。北欧では、これを「リアルタイム市場」で調節し、その運営はISOと呼ばれる「独立系統運用機関」(Independent System Operator)があたっています。

リアルタイム市場に参加する発電会社は、株式の指し値注文のように、「△円で○kW」といった給電の条件をあらかじめ入札します。実際に、供給が足りなくなりそうになると、ISOは15分前に、安く入札した発電所から順に発電指令を出し、必要量に達するまでリアルタイム市場から調達します。ただし、発電会社は同市場の均衡価格(必要量に対応する最も高い価格)で、すべての電力を買ってもらえます。

一方、15分の事前通告で需要をカットする契約をISO



と結んでいる需要家もいます。これも、発電と同様、事前に価格と量を入札しておきます。発電増加でも需要が賄えなくなると、ISOはこうした契約先への供給を減らして対応します。



### ——市場取引を増やすとどんなメリットがありますか。

企業をはじめとする需要家側に電力料金の高い時には節約し、安い時に操業するという行動が、自律的に生まれます。業種にもよりますが、上述の急な給電抑制は、たとえばスーパーマーケットのような業種であれば、短時間なら冷房・冷蔵温度を高めにしても良いというところがあるのではないでしょう。

今の日本では、電力会社との通常の契約では、事前に「量」についての約束がないため、大口需要家も好きだけ電気を使うことができます。これは、節約の意欲が湧かない構造であるだけでなく、需要が供給能力を超えてしまう危険性をはらんでいます。すべての相対取引について契約で用量を決めて、それを超える場合には市場（リアルタイムマーケット）で調達してもらうようにすべきでしょう。

リアルタイム市場のように、オープンな市場で需給調整ができるようになったのは、情報通信技術の発達が背景です。需給に応じて価格がきめ細かく調整され、需要期には価格が上がって電力の節約を促します。結果として、過大な発電所投資を行う必要がなくなるというメリットがあります。

また、前日スポット市場を活用すると、先渡し取引もできます。まず、「売る側」と「買う側」で将来の取引価格（X）と量を決めておきます。その時点になったならば、実際の電力の受け渡しはそれぞれが市場に対してその時点の市場価格で行いますが、（X）との差額を両方で精算すれば元々約束した価格で取引したことになります。これは一種の保険になります。また、実際に電力の受渡をする必要も無いので、金融会社などの参入も可能です。天候や気温の予測と組み合わせて先渡し市場に参入する者が増えれば、予想価格の制度も上がります。こうした先渡し市場が発達すると、将来の値段の動きを恐れずに電力をより安心して使えるようになります。

## 家庭向け料金も変動制にできる

より小口なところにも、自由化余地があります。1つのわかりやすい例がイタリアなどで普及している「スマートメーター」です。5分刻みで家庭での電気料金を表示・記録してくれる機械です。日本では、固定的な電気料金を前提に、使用量を「検針」で確認しています。しかし、スマートメーターを導入すれば、家庭用の電気料金を時間ごとに変えるような仕組みにできます。そうすると、消費者も時間ごとの電気料金の違いを意識するようになるはず。スマートメーターは電子機器ですから、どんどん安くなります。ただ、こうした自動化には、検針に携わる人や旧型機器メーカーの仕事を奪うため、どこの国でも抵抗があるのが実情です。

### ——自由化で市場が不安定になりませんか。

送電線の料金規制にヤードスティックなどコスト節約を促す方式を採用した場合に心配されるのは、送電線の不足です。送電会社はなるべく控え目に設備を造っておいた方が、採算が良くなります。そうすると、今度は需要が増えた時に停電の危険がでてきます。これを避けるため、ノルウェーでは、もし停電が起きたら、送電会社が被害者に対して損害を補償するという制度にしています。これなら、送電会社は最適な送電規模を自身で計算し送電網を維持しようとしています。

### ——研究面、政策面の課題を教えてください。

研究面では、本論文で取り上げたのは上流から下流へという一方向に電力が流れる場合だったのですが、網の目（ネットワーク）状にやりとりされる場合の料金制度は別途、検討する必要があります。

現実の自由化のあり方については、1つは各社を結び連系線で混雑が発生している場合に、長期契約、スポット契約ともに同じ混雑過料金を負担する仕組みが望ましいと思います。もう1つは、やはり本論文で提案したように精算のやり方を含んだ地点料金制を導入することが重要です。

電力市場の変化や海外での先進事例については、本論文の姉妹編である「電力競争市場の基本構造」（ディスカッション・ペーパー 04-J-029）でも詳しく解説しています。

# 中国の台頭と その近隣外交



DP No.09-J-012 ■ 高原明生

<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/09j012.pdf>

## 高原 明生

東京大学大学院法学政治学研究科教授

### Profile たかはら・あきお

東京大学法学部第3類卒業。1988年 英開発問題研究所博士課程修了サセックス大学 DPhil。1989年 在香港日本国総領事館専門調査員。桜美林大学国際学部助教授、立教大学法学部教授などを経て、2005年より現職。その間、在中国大使館専門調査員、ハーバード大学客員研究員などを務める。主な著作は The Politics of Wage Policy in Post-Revolutionary China (Macmillan)、『毛沢東、鄧小平そして江沢民』（共著 東洋経済新報社）、『現代アジア研究1 越境』（共編 慶應義塾大学出版会）など。

中国が高度経済成長を続け、国際的な地位を急速に向上させている。その躍進に世界が注目しているが、高度成長により社会のひずみが拡大し、安定が揺らぐ危険性が生じているとの見方もある。経済的にも地理的にも中国と密接な関係を持つ日本にとって、同国とどのように付き合うかが、一段と重要な問題になりつつある。

こうした問題意識から、高原明生東京大学大学院法学政治学研究科教授は、RIETI ディカッション・ペーパー(DP)「中国の台頭とその近隣外交」をまとめた。中国の台頭の内実を分析し、同国が社会の安定を保つには政治改革が必要だと指摘するとともに、日本の対中外交については、1) 中国の内発的社会発展への関与と人間の安全保障への支援、2) 東アジアでの民主的な地域レジームの構築、3) 軍事的な信頼醸成の促進と日米安全保障協力の維持、4) 日中間の相互理解のための対話と交流の促進——などを提言し、日本が東アジア外交を主体的に展開することが重要と論じている。

## 中国の台頭、日本が外交を考える好機に

——どのような問題意識から本論文を執筆されたのですか。

RIETIの白石隆ファカルティフェロー（総合科学技術会議議員、政策研究大学院大学客員教授）をプロジェクトリーダーとする研究プロジェクト「中国の台頭と東アジア地域秩序の変容—予備的考察—」の一環として執筆したものです。中国の経済発展によって同国と近隣諸国の関係は変化し、近隣諸国と形成する秩序の在り方も変容しているなか、同プロジェクトは、「そうした秩序の変容を日本はどうマネージすればよいのか」について検討したものでした。私は中国が専門ですので、同国の台頭の内実、近隣諸国との関係づくり、地域秩序に対する考え方などを分析し、日本がどのような外交を展開すべきかを考察しました。

## ——経済的に台頭し国際的なプレゼンスを高めた中国とどう付き合うべきか、日本が改めて考える必要があると判断されたわけですね。

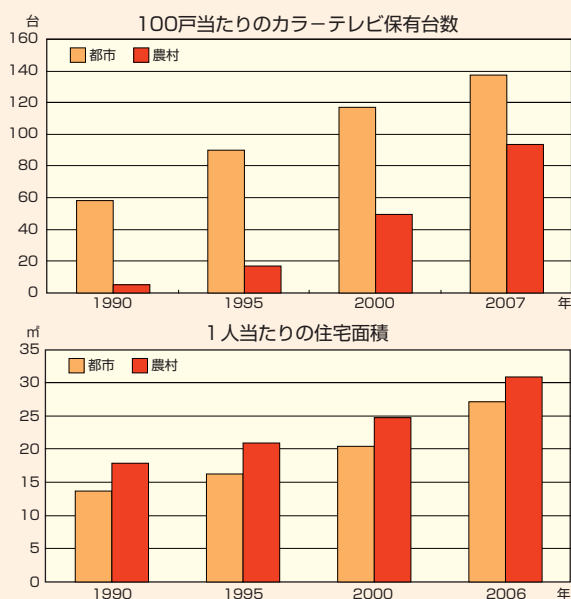
その通りです。日本は第2次世界大戦後、外交戦略や地域秩序の構築といった基本的な問題について、明瞭な考え方を持たなくても済む環境に置かれていました。このため、しばしば「戦略なき日本」と評されましたが、中国の台頭によって、それらの問題を考えざるを得なくなりました。これは、ある意味では幸いなことといえるでしょう。

## 中国社会の安定には政治改革が必要

### ——中国の台頭の内実をどう分析されましたか。

「改革開放」を主導したかつての指導者、鄧小平は89年の第2次天安門事件の後、国家を安定させることができたのは「経済発展を促進して人民の生活を改善したからだ」と述べました。その言葉通り、経済成長によって大多数の人々の暮らしが改善されたことが、中国社会の基本的な安定要因になっているとみてよいでしょう。たとえば、1人当たりの住宅面積は90年には都市で13.7㎡、農村で17.8㎡でしたが、06年にはそれぞれ27.1㎡と30.7㎡に広がりました。また、100戸当たりのカラーテレビ保有台数は90年には都市で59.0台、農村で4.7台でしたが、07年にはそれぞれ137.8台、94.4台に増えています。

図 大幅に向上した中国の生活水準



しかし高度成長のさまざまなひずみが、社会レベルにおける多くの利益衝突を生みました。それを示すのが、土地収用のための強制移転や環境汚染をめぐる紛争、さらには労働争議の増加です。それらの紛争や争議の大半は、権利侵害に対して民衆が立ち上がったもので、直接的に政治改革を求める動きとはいえません。ただ、以前と違って、共産党の中堅幹部の間でも「このままでは立ち行かなくなるだろう」「パラダイムシフトを起こさなければ中国の根本的な問題は解決しない」という認識が広がってきました。この変化は、ここ1、2年の特徴的な動きです。

現在の中国は依然として「法治社会」ではなく「人治社会」であり、制度が十全には機能しない社会です。もちろん、こうした非制度的な物事の進め方には、柔軟性を持って臨機応変に問題に対処できるという長所はありますが、しかし予測可能性が非常に低いうえに、権力の腐敗と密接に関係しています。こうした足元の紛争や争議の増加は、今すぐ社会の動揺をもたらす問題ではないと考えられますが、共産党の中堅幹部に「いずれは政治改革に踏み切らなければならない」という意識の向上をもたらしていることを見逃してはなりません。

### ——中国は本当に政治改革が必要なのでしょうか。

権力の腐敗や利益の衝突がこれ以上ひどくなれば、このままでは立ち行かなくなると考える人が一層増えることでしょう。社会の基本的な安定を保つために、いずれ政治改革が必ず必要になると思います。中国では誰もが、一党独裁に問題の根源があることを知っています。これまでは経済が成長し、生活水準が上がったため国民の多くはおおっぴらに文句を言わなかったのですが、不景気が長引き職を失う人が増えれば不満が噴出する可能性は否定できません。

現時点では政府に財政的な余力があります。公共投資、生活保護といった「バラマキ」が可能ですから、大きな混乱は起こらないでしょう。しかし、政府のカネが尽きたときにどうなるかが問題です。不景気と大旱魃だいかんぱつなどの自然災害が重なれば厳しさが増します。

——現在の中国では、共産党の幹部が一党独裁を利用して経済的な利益を享受しています。党幹部が自らの利益を手放してまで、政治改革を実施するのでしょうか。

日本では戦前、財閥や既存の政党権力を打倒しようと若手将校が決起しました。そのような動きが共産党や人民解放軍の内部から出てくるかという、今のところ、それほどラディカルな運動が起きる兆候はありません。ただ、「思い切って政治改革に踏み切る方が、中国が抱えるリスクが小さくなる」という議論が盛んになる可能性はありません。

他方、一党独裁体制が民主主義体制に移行する際に、大きな混乱が生ずる恐れがあるとの見方が依然として有力です。その典型例が旧ソ連や東欧諸国だとされています。90年代初めに旧ソ連が崩壊し東欧諸国とともに民主化した際、社会や経済は大きく混乱しました。中国が、その轍を踏みたくないと思えるのは自然なことです。

ただし、歴史的にみて旧ソ連の解体をどう評価するかは難しいところです。短期的には混乱しましたが、中長期的な視点から考えるとどうでしょうか。また、問題は改革の進め方であったとみることもできます。さらに、台湾が国民党による一党独裁から民主主義に移行した際は、社会や経済の混乱は起こりませんでした。そのように政治改革がうまく行ったケースも、実は身近にあるわけです。

### ——政治改革のロードマップは描けるのでしょうか。

困難ですが、方向性はすでに浮かび上がっています。1987年の第13回党大会では、趙紫陽のリーダーシップの下で大胆な政治改革構想が提示されました。たとえば、市場化によって多元化した利益を利益集団に組織し、共産党と協議対話させることが提唱されました。また、中国では5年に1回、共産党の大会が開かれますが、前回(07年)は党大会に先立ち、新たな幹部を選ぶ過程の第一段階として投票が実施されました。民主的なやり方だと胡錦濤も自画自賛しましたから、次回(2012年)の党大会でも同じ手法が採られるでしょう。

すると、今度は投票があるとあらかじめわかっていますから、選ばれたい人は自分に投票するように運動することが予想されます。その過程で党内に派閥ができ、ある種の派閥政治が制度化される可能性もあると思います。政策集団が生まれ、その集団の間で論争が展開されるといった形で、ある種の民主化が始まるような気がします。そうなれば日本の国会に相当する全国人民代表大会においても民主的な手続きで指導者を選ぼうという気運が高まったり、地方政府の首長を公選しようとする流れが生じたりする可能性もあります。

## 外交では多国間の枠組み作りを積極化

### ——中国の外交は、どのように変わってきたのでしょうか。

中国は1989年の第2次天安門事件で各国から非難され、国際的に孤立しました。その後、改革開放の進展と高度成長により、近隣との経済関係を発展させ、孤立から脱却することに成功したものの、軍事力の誇示もあって今度は中国脅威論を誘発してしまいました。加えて、日米両国が冷戦後の東アジア秩序を構想するに当たって同盟関係を強化したこともあり、中国は東アジアで孤立しかねない状況に陥りました。60年代、文化大革命の時期に革命を輸出したことや、東南アジアなどで華人・華僑との民族対立が繰り返されてきたことなどの記憶もあり、中国が急速に発展すること自体が周囲を警戒させるという「発展と平和のジレンマ」が作用し始めたのです。

これは中国にとって大きな問題でした。文化大革命と第2次天安門事件で国際社会から孤立し、その辛さを知っていましたから、中国脅威論の封じ込めに努めました。こうして90年代後半から、「新安全観」(新安全保障観)という名称の下で、協調的安全保障と総合安全保障の観点から、近隣諸国との多国間枠組みの構築に積極的に取り組むようになりました。

### ——具体的な動きを教えてください。

まず、旧ソ連諸国との関係を改善しました。ロシアとの間では、96年と97年の共同声明で「新安全観」にもとづく平和と協力の推進を唱えました。96年にはロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンと国境地帯信頼醸成協定(上海協定)を締結し、その後、国境地帯の安全保障と経済協力、国際テロリズムへの共同対処へと機能を拡充しました。これが「上海ファイブ」ですが、01年にはウズベキスタンを加えて上海協力機構へと発展させました。

99年からは東アジア地域経済協力の枠組み作りにも積極的に取り組みました。同年11月、中国は前年に提案して実現した東南アジア諸国連合(ASEAN)+3の蔵相代理・中央銀行副総裁会議の常設化を提案すると同時に、ASEAN+3に合わせて日韓中三国首脳会の会合を開くことに初めて同意しました。さらに2000年には日韓中三国首脳会合の定例化に同意すると同時に、ASEAN+1(中国)の会合でASEANとの自由貿易圏形成を提案しました。

この方針は、02年の共産党大会で「与隣為善、以隣為伴」

(隣国とよしみを結び、隣国をパートナーとする)と定式化されましたが、隣国とのパートナーシップが2国間だけでなく、多国間の枠組みとしても構想されたところに重要な発想の転換があります。中国は02年以降、朝鮮半島の核危機を解決するための6者協議構想も受け入れ、奔走の末にそれを実現させました。また03年には東南アジア友好協力条約に加盟し、06年には南シナ海における係争者間の行動宣言を行動基準に格上げすることにも合意しています。

## 対中 ODA は継続が必要

——日本の対中外交について、4つの提言をされていますね。

中国の経済的な台頭や外交戦略の変化を踏まえて考えてみましょう。日本にとって重要なのは、中国の台頭に関するリスクを下げ、チャンスを活かすことです。そのためには、1) 中国の内発的社会発展への関与と人間の安全保障への支援、2) 東アジアでの民主的な地域レジームの構築、3) 軍事的な信頼醸成の促進と日米安全保障協力の維持、4) 日中間の相互理解のための対話と交流の促進——などが外交課題になります。

まず1)について説明すると、日本にとって最も恐れるべきは、中国の「崩壊」や社会動乱です。経済的な相互依存の深さや地理的な近接性からみて、中国が混乱すれば日本の安全保障にとって大問題になります。中国の社会秩序が本当に崩壊の危機に瀕した場合、日本1国では到底支えきれぬものでもなく、仮に国際社会が力を合わせてもできることは限られています。したがって、日本としては、問題を先取りする形で中国社会のリスク低下に協力し、中国側の注意を喚起することが望ましいと思います。

たとえば、日本が対中 ODA(政府開発援助)などによって環境保護協力を力を入れてきたことは、中国人にも高く評価されています。確かに、世界一の外貨準備を持つ国にどうして援助が必要なのかという疑問も理解できます。しかし、中国は経済規模を拡大させながらも依然として発展途上国であり、富を再分配して貧困人口に届ける仕組みが整っていないのです。二国間関係の改善、対中ビジネスの拡大、中国の安定発展の支持、人道的な観点などのいずれの面からも、対中 ODA を続ける意味があると考えます。中国国内の認知度が低いことが問題であるならば、日本側で広報に力を入れればよいでしょう。残念ながら、対中 ODA の主力だった円借款の新規供与は07年12月を最

後に打ち切られましたので、これに替わる仕組みを考える必要があるのではないのでしょうか。

——民主的な地域レジームの構築とは、具体的にはどのようなものですか。

問題別、機能別の地域機構は、既にいろいろできています。大切なのは、構成国がそうしたフレームワークを平等な形で運用することです。「自由、平等、友愛」を原則として、特定国が支配しない仕組みを確立し、やがて形成されるであろう東アジア共同体の運営原理にすべきです。東アジア共同体がどのようなものになるか、現状ではわかりませんが、東アジアが日々、統合に向かっていくことは間違いありません。ヒト、モノ、カネ、情報から新型ウィルスまで、さまざまなものの越境現象が起き、ネットワークも、それをコントロールするためのフレームワークも発展しているのです。そこで、こうしたネットワークやフレームワークをどのような原理原則で律するのが問題になります。日本は常に「和と共生の原理」に則ったレジームにすることを提唱すべきです。そうすれば中小国から感謝されますし、孤立を恐れる中国も今は反対しないでしょう。

——本論文の政策的インプリケーションはどこにあるのでしょうか。

基本的な問題として、日本が主体的、創造的に東アジア外交を展開しなければならないと指摘した点が重要かと思えます。日本の外交はこれまで受け身である場合が多く、アメリカでオバマ政権が誕生すれば、それに合わせて対応を考えるとといった姿勢でした。しかし今や、アイデアを出さなければ米国も中国も日本を相手にしてくれません。米国に依存するのではなく、プレゼンスを高める中国に、いたずらに対抗心を燃やすのではなく、両国と協力して、その力を活用することを考えるべきです。

「日本埋没」の危機を克服するには、「東アジアをどういう地域にしたいか」について深く考え、ビジョンを描き、それを実現するために能動的に努力すべきです。



## ◎開催報告

# 「インセンティブ構造としての企業法」

## ～新しい日本のコーポレートガバナンスを考える～



穴戸 FF・宮川 FF

コーポレート・ガバナンス論の今後を考えるにあたっては、企業活動に不可欠な資源の拠出者（人的資本の拠出者としての経営者・従業員と物的資本の拠出者としての株主・債権者）の間の「最適な動機付けの仕組みは何か」という議論が必要である。RIETIは2009年2月5日に、会社法、金融商品取引法、倒産法、労働法、租税法を主たる検証対象とし、企業の全体像に迫る「インセンティブ構造としての企業法セミナー」を開催した。本セミナーは企業法と制度補完性に関する総論に続いて、1) 株式持ち合いと利益供与禁止規定、2) 大量保有報告書制度の派生効果と機能不全、3) 解雇権濫用法理のインセンティブ効果と派生効果、という3つの具体的事例をもとに企業法の問題点を指摘、その後各発表者と有識者を交えたラウンドテーブルディスカッションが行われた。

はじめに、穴戸善一FF（一橋大学）より、本セミナーの総論として、1) 企業法は4当事者（経営者、従業員、株主、債権者）間の動機付け交渉に影響を与える法制度と捉えられるが、単独で機能することはなく、市場や契約といった他のインフラと相互補完しながら影響を与えている、2) 経営者のインセンティブと市場の評価、経営者のリスク選好、アクティビズムの促進、「対純粹株主同盟」などの切り口から法・市場・契約の制度補完性と各法制度の波及性（spill over）を再点検し、今後の立法政策に反映する必要がある、との説明があった。

穴戸FFへのコメントとして伊藤秀史教授（一橋大学）は、動機付け交渉の本質は、価値（パイ）の創造と奪い合いにあるが、価値の最大化を妨げる要素として、特に経営者のモラルハザードと外部性を指摘した。

### ❖ 純投資株主の利益を最優先に

次に、加藤貴仁准教授（神戸大学）より、株式持ち合いの問題に絡んで、株主インセンティブを純化する目的で利益供与禁止規定を適用する是非が論じられた。

取引先による株式持ち合いは、株式の価値向上を唯一最大

の目的としないため、純投資株主との間で利害の衝突を招きやすい。敵対的買収を阻止する目的で非効率な取引関係が結ばれるケースも見られる。企業法の利益供与禁止規定は、総会屋の根絶が本来目的であるが、全般的な株主インセンティブ構造を純化する上でも一定の意義がある。

株主同士の利害衝突を回避し、株主間連携を円滑化する以外に、株主権をテコにした取引交渉を阻止することで市場競争を公正化すると見られる。

一方、同規定は買収交渉後に買収者と買収対象会社の間で締結される議決権停止などを目的とした契約の効力を無効にすることで敵対的買収を抑止したり、株主同士の利害調整を妨げる可能性があるため、適用は抑制的に留めるべきである。

宮島英昭FF（早稲田大学）は株の持ち合いについて、「銀行や取引先などの安定株主の比率が高い企業は、ガバナンス改革が遅れがちなため、株式保有割合の規制が必要」とした。



加藤准教授

## ❖ 過剰規制をもたらす負のインセンティブ

続いて、大崎貞和氏（野村総合研究所）から、2006年の法改正を焦点に、大量保有報告書制度の派生効果と機能不全が指摘された。

日本の大量保有報告書制度の本来目的は、経営支配権の異動に関する透明性を高め、投資家の投資判断を助けるこ

とにあるが、電撃的TOBを想定した米国のウィリアムズ法を参考に導入された経緯もあり、実質的なグリーンメーラー対策となっている。

2006年の法改正によって、同制度の特例適用条件が「事業活動の支配」から「重要提案行為等」を目指さないものに厳格化され、経営支配を目的としない純投資株主（投資信託を含む）にも5営業日以内の報告書提出が義務付けられるようになった。この結果、意図せずに不記載や虚偽記載の嫌疑をかけられかねないため、経営権掌握を目指さない大半の投資家にとっては、経営者に意見をいわないなどの負のインセンティブとなっている。



大崎氏

## ❖ 解雇権濫用法理が正規社員と非正規社員の地位固定化の原因に

十市崇氏（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）より、解雇権濫用法理は正規社員を保護するための法理として機能しており、正規社員と非正規社員の地位の固定化を生ぜしめ、昨今の「派遣切り」の原因ともなっていること、またベンチャー精神の低下やガ

バナンス低下による企業不祥事の温床などとなっている可能性があるとともに、M&Aなどのリストラクチャリングに対しても種々の影響をおよぼすなどの派生効果をもたらしているとの説明があった。

解雇権濫用法理を撤廃すべきという議論もあるが、撤廃することによって、直ちに期待されるような雇用創出につながるかは疑問なしとはせず、また撤廃せずに金銭的解決制度を導入することも考えられるが、労働者側からの批判が強いなどの問題点も残されているとコメントした。

また、解雇権濫用法理は、正規従業員の保護を政府ではなく、各企業に委ねる施策であるといえるが、正規社員と非正規社員



十市氏

の地位の固定化の問題は、市場原理に委ねるだけでは解決し難く、政府による積極的な緩和措置が期待される。また、解雇権濫用法理の適用については、インセンティブ効果や派生効果や政府の役割も踏まえた議論の深化が望まれると述べた。

各報告者の発表のあと、中原裕彦氏（経済産業省）がグローバル化時代における企業法のあり方を俯瞰した概論を発表し、その中で、企業法全体に流れる1つの基本的考え方として、企業内の経営資源を法人格から解放（アンバンドル）して、タイムリーな合従連衡とそれによる有効活用を図る狙いがあるが、それを補完すべき労働市場、特に外部労働市場の整備に遅れがあると指摘した。

## ❖ ラウンドテーブルディスカッション

ディスカッションの主な論点は、1) 純粋株主の位置づけ、2) 制度の本来目的、3) 企業法と労働市場との補完性の3点。昨今の環境変化から企業法に関してさまざまな問題が指摘されているが、それがなぜ問題なのか——制度本来の目的を明確にする観点から、問題の本質を足元から見つめなおす議論が行われた。

はじめに、「従業員の生活を守るのが企業の役目ではないか」という昨今の論調に対して、大崎氏より「純投資株主を最優先する経営姿勢が最も効率的」との所感が述べられた。

柳川範之准教授（東京大学）は、社会的セーフティネットを企業内に取り込むのがこれまでの日本の社会システムの特徴であるが、その役割を企業が引き続き担うべきかという分水嶺にいま差し掛かっているとコメントした。

また、法制度のあり方について、宍戸FF、柳川准教授は社会的正義の実現にかかわる本来目的以外の目的が明示的でない形で付与されていることがインセンティブの歪みをもたらしていると指摘した上で、1つの法律が1つの特定の目的に対応する「一法律、一目的」が理想形のひとつと述べた。

その上で、企業法は何を目指すべきか——という議題に対し、「日本企業の競争力向上」との意見が出た。その指標として、大崎氏より「純粋投資家の利益最大化に結局のところ集約される」との説明があった。

また、社会的セーフティネットとの関係において、山川隆一教授（慶應義塾大学）の「被雇用者が自由に転職できる外部市場の存在が企業価値向上のためにも重要」との意見を受けて、宍戸FF、柳川准教授は「緊急雇用対策と企業法の検討とは別次元の問題。混合は政策的誤りのもと」と指摘した。



左から 十市氏・柳川准教授・大崎氏・伊藤教授

## ◎開催報告

# 「大規模業務データから何を学ぶか」

## ～経済学と物理学の統合アプローチ～



渡辺努 FF

### ❖ シンポジウムのねらい

まず、渡辺努 FF（一橋大学）よりシンポジウムのねらいについて説明があった。RIETIの研究活動においては、価格と取引量を表示したデータ（ティックデータ）や、価格や量を取引レベルで記録したデータ（スキャナーデータ）などを用いているが、これらのデータは各企業がビジネスを円滑に進めるために生成する「業務データ」である。今後、より多くの企業の協力を得て、多様な業務データを研究に活用できれば、経済現象の適切な理解を深める鍵になるとコメントした。

### ❖ 基調講演 1：社会・経済現象をネットワーク理論で解説

Albert-László BARABÁSI 教授（ノースイスタン大学）から、社会・経済現象の背後に潜むネットワーク構造について最新の分析結果報告があった。インターネットは通信回線によるコンピュータ同士のつながりであり、ネットワークの典型例であるが、ある企業の従業員の間のつながりもネットワークとみなせる。両者の共通する重要な特徴は、少数の特定のコンピュータや特定の人にリンクが集中することである。この性質を持つネットワークはスケールフリーネットワークと呼ばれており、自然界や社会、経済の至る所に存在する。

ネットワーク理論を応用すれば、たとえば諸外国の貿易構造を理解し、それに対応した自国の輸出戦略を有利に構築することができる。各国が輸出する製品の組み合わせを調査すると、バナナを輸出している国はしばしばマンゴーも輸出していて、自動車を輸出している国は電子機器も輸出している。

現代の企業活動では多種多様な電子データの作成・加工が不可欠である。RIETIは2009年3月5日、経済物理学(Econophysics)の分野で進展している活用事例の紹介、大量の業務データの有効活用を目的としたシンポジウム「大規模業務データから何を学ぶか：経済学と物理学の統合アプローチ」を開催した。なお、本シンポジウムは東京工業大学、一橋大学との共催によるものである。

これはマンゴーを生産・出荷する技術はバナナと似ていて、自動車と電子機器も技術が似ているためである。このように、生産・出荷技術の観点から商品をグルーピングすると商品のネットワークを見出すことができる。各国が強みを持つ商品のネットワークを調べれば、将来の輸出戦略も探ることも可能になるのである。

### ❖ 基調報告 2：経済変動をもたらす要因として外生ショックと内生変動を区別することが重要

Didier SORNETTE 教授（スイス連邦工科大学）は経済変動の原因について報告した。Googleでの検索ワードの入力件数を調べると、経済現象が起こる原因をつきとめることができる。たとえば、Googleにおける「tsunami」の検索件数は2004年12月のインドネシアの災害直後に瞬間的に増加したがその後、急速に減衰した。これは外生ショックが引き起こす検索の波動である。一方、「harry potter movie」の検索件数は映画公開日に向かって緩やかに増加し、その後は緩やかに減衰した。検索件数の緩やかな増加は、口コミなどにより徐々に人気が高まった。内生的な変動である。

検索件数の変動を調べることで、人々がニュースを入手してから行動に移るまでに要する時間や、人から人へと情報が伝播する速度について理解を深めることができる。Googleにおけるインフルエンザに関連する単語の検索件数から、将来のインフルエンザによる入院患者数を予測するといった利用法もある。さらには、金融市場におけるボラティリティの



変動や、ネットにおけるサイバー攻撃の発生件数の変動にも応用が可能である。

### ❖ 基調報告 3: 大規模業務データにより購買行動の規則性が分析可能に

高安美佐子准教授（東京工業大学）より大規模業務データを用いた消費者の購買行動の分析について報告があった。個々の人間の行動には、それぞれに理由や目的が存在し、個々のレベルではランダムではないものの、多くの人間を観察すると全体ではランダムな振る舞いをする。コンビニエンス・ストアの POS データを用いて、このランダム仮説を検証した結果、秒単位の販売の発生間隔はポアソン過程で近似されること、1 時間程度の時間スケールではポアソン過程のパラメーターが徐々に変化していることがわかった。これは、コンビニエンス・ストアにおける人間の購買行動が集団としてはランダムとみなせることを意味している。

次に、スーパーマーケットの POS データを用いて、人間の群集心理を分析すると、当日と前日の価格比と販売量比の間には非線形なべき乗の関係が存在すること、そのべき指数は商品の賞味期限に依存することがわかった。これは、スーパーマーケットにおいて人間の購買行動がバーゲンセールに対して過敏に非線形に反応すること、賞味期限が長い商品ほど、買いだめがきくため、バーゲンセールに対する購買行動の反応が大きくなることを意味している。

### ❖ パネルディスカッション: 業務データの研究利用を促進するための方策

パネルディスカッションでは、1) 大規模業務データの研究利用をさらに促進するためにはどうすればよいか、2) 政府統計と業務データの関係をどう考えていけばよいかの 2 点を議論した。

Sornett 教授から、業務データを利用するうえで最も困難な点は、技術的な問題ではなく、法的な問題であるとの指摘があった。たとえば Amazon や Google が保有しているようなインターネット上で最も価値ある情報は、非常に秘匿性が高く、解放されていない。このような傾向は今後も変わらないと考えられ、これらの問題に対してはケースバイケースでの対応が必要であるとコメントした。

Eugene H. STANLEY 教授（ボストン大学）は、解放され



高安美佐子准教授

たデータの活用例として「たとえば、Yahoo がウェブ上で公開しているような S&P500 の終値のデータを見るだけでも標準的なトレーダーモデルを検証することができる」と述べた。

出口弘教授（東京工業大学）から業務データの電子収集に関連して、1) 現在の国の基幹統計は、民間のデータが電子的な業務データの形で存在しているにも関わらず、改めて紙の調査票へ記載するという形をとっており、大きなコストとなっているが、抽出フィルターを適切に設計することによりこのコストを削減することが可能である、2) 民間の電子データや企業のデータの秘匿情報を守った上で、ある種の公共財として集計データを活用して、それが民間へきちんとフィードバックされる仕組みを作ることが必要、と指摘した。

松本大氏（マネックスグループ株式会社）から金融業務データの公開の可能性に関連して、1) オンライン証券では、注文、約定、取引のデータが全て存在しており、簡単に利用できる環境にあるが、そういった情報は利用する主体、たとえばプロのトレーダー対アマチュアなどによっては活用できる幅が異なることから、結果的に不公平さが生じる可能性もあるため、このデータは一切外部公開していない、2) しかし、社内では売買データの分析を行っており、短期売買と長期売買のパフォーマンスの比較や、お客様全体の売買の動向などについて分析を行っている、3) 売買データは投資家のプロパティであるから、どうやって一人一人の投資家の利益を守るか、もともと誰のためのデータ分析なのかということを考えて



左から 岩田氏・松本氏・SORNETTE 教授・STANLEY 教授

いかなければならない、とコメントした。

岩田一政氏（内閣府経済社会総合研究所）より業務データと政府統計の関係に関連して、1) 消費者物価指数については、現在すでに部分的に POS という業務データを用いて改善を試みており、将来的には、より広範な範囲で業務データが用いられると考える、2) 国民所得計算については、現在、AADL を用いた国民経済計算の推計作業を行っており、この作業の延長線として、企業の取引ベースのデータを使い、国民経済計算体系を財務会計の手続きに従って構築することが理論的に考えられる、3) 業務データを用いることにより政府統計の精度を高めることが可能であり、今後業務データの役割は高まる、との指摘があった。

## 国際ワークショップ

# The Japanese Perspective on the Asian and World Economies

RIETI は、1 月 28 日にハーバード大学ケネディスクール (HKS)、1 月 29 日にハーバード大学ビジネススクール (HBS) との間で国際ワークショップ『The Japanese Perspective on the Asian and World Economies』を開催した。

各ワークショップにおいて、藤田昌久 RIETI 所長は「Reshaping East Asia and the World Economy in the Wake of Financial Crisis」と題するプレゼンテーションを行い、世界経済回復のためにアジアなどの新興国が果たす役割についての見解を述べた。また、根津利三郎 RIETI 理事は、プレゼンテーション「Why should US support CEPEA (Comprehensive Economic Partnership in East Asia)」において、我が国政府が提案する CEPEA (東アジア包括的経済連携協定) 構想および昨年 6 月に設立された ERIA (東アジア・ASEAN 経済研究センター) と米国のかわりについて説明した。

HKS からは Dale Jorgenson 教授、Anthony Saich 教授、HBS からは Forest Reinhardt 教授を始めとする著名な教授が参加し、各回ともに活発な意見交換が行われた。



## 通産政策史編纂

# 欧州調査出張報告

ー パリ、ウィーン、ブリュッセル ー

RIETI の通商産業政策史編纂事業で第 10 巻 (資源エネルギー政策) の執筆責任者である橘川武郎編纂委員は、本年 3 月、執筆を進める上で必要な情報、資料収集のため、欧州 3 カ国の国際機関などを訪問する調査出張を行った。(3 月 10 日～20 日)



出張報告会：橘川委員

パリでは経済協力開発機構 (OECD) 環境局気候変動担当課長の Helen Mountford 氏から、OECD の取組およびこれまでの日本の取組に対する OECD 側の評価についてヒアリングを行った。また、国際エネルギー機関 (IEA) では、事務局長の田中伸男氏、省エネ・環境課の Richard Baron 氏、国別審査課長の藤野真司氏、ワールド・エネルギー・アウトック担当の主席エコノミスト (局長級) の Faith Birol 氏、緊急時計画・準備課長の Aad Van Bohemen 氏、石油産業・市場課長の David Fyfe 氏を歴訪し、担当分野について意見を交換するとともに、日本のエネルギー政策の評価について情報収集した。

ウィーンでは、国際原子力機関 (IAEA) を訪問し、次長の谷口富裕氏と顧問の Luis Leorman 氏から、特に柏崎刈羽原子力発電所への IAEA 調査団派遣について、日本側・IAEA 側双方の状況・評価について、見解を伺った。

ブリュッセルでは、欧州政府日本代表部一等書記官環境問

題担当の田中良典氏に、気候変動問題に対する EU の取組みについて、エネルギー憲章条約事務局 (ECS) 上級専門家の金井実治氏に、ガス安定供給を目的として設立された当該組織の活動概要および日本の関与について、欧州委員会 (EU) エネルギー・運輸総局の András Hujber 氏に、エネルギー産業自由化に関する EU のサードパッケージについて、それぞれヒアリングを行った。

帰国後の報告会 (4 月 15 日) において、橘川委員は「現在、ヨーロッパのエネルギー関連国際機関における日本人の活躍は顕著であるが、今後、若い世代がこれに続く必要がある」と指摘した。また、「今回の欧州出張では、資源エネルギー問題の国際的、今日的状況に関して、多くの知見を得た。それを活かして、国際的な視点や、現在から歴史過程を逆照射する視点も取り入れて、通商産業政策史の執筆に当たりたい」と語った。



# フードセキュリティ

## コメづくりが日本を救う！

日本評論社 2009年03月

著者：山下 一仁  
RIETI 上席研究員

宮城大学大学院事業構想学研究科長  
大泉一貫

### 異質な日本農政

「フードセキュリティ」というタイトルだが、本書は我が国の農政を国際的な視点で考察するのに格好の教科書となっている。我が国の農政は内閉化した異質な性格を持っている。それが何に起因するかの読み解きがおもしろい。

著者である山下氏は、我が国の農政はいうに及ばず、EUやアメリカの戦略的農政に知悉し「消費者負担型農政から財制負担型農政」への農政転換を率先して実践してきた元行政マンである。

あのブッシュ前米大統領ですら、「自らの国民を養うのに十分な食料を生産できない国を想像できるであろうか。そのような国があるとすれば、国際的に従属する国、危機に瀕している国である」と喝破しているが、これは日本のことを指しているのではないか。我が国では、なぜ他者従属的で、かつまた食料の国内生産を高めることに無頓着な農政が続いているのか？

著者はそこに歴史があるという。未だに続く政官業のトライアングル構造であり、特に農協の歴史的な性格が災いして

いるという。

### 異質の根源 農協

農協は、ロジデールやライファイゼン原則に基づいた民主的で弱者保護の協同組織と考えている人が多いが、実際には官僚的で統制的性格を強く持っているのに違和感を覚える人は多いだろう。それもそのはず、農協の出自は、戦前の「経済厚生運動」時に官に主導され、さらには中央集権的で戦時統制的な「農業会」の流れをくむ組織であると知れば、なるほどどうなすく人も多いに違いない。いずれも日本ファシズムの源流である。

その農協が、高米価維持のために、生産調整やWTOでの高額関税を頑として譲らない。我が国が食料安全保障を全うするためには、これとは逆の先進国型農業を展開しなければならないのだがそうはなっていない。農協の主張に政治家や政府が同調する構造が根強い。票と俵のパートナーがあるからだ。

本書はこれら一連の過程を歴史のエビデンスをあげつつ、できるだけ経済学の用語を使って抑制的に語っている。

### フードセキュリティとSPS協定

タイトルとなった「フードセキュリティ」は、「食の安全や食の『糧』的確保」がテーマである。「食の『糧』的確保」は農政全般に関わるが、「食の安全」に関しては特にSPS（衛生植物検疫）措置がクローズアップする、と考えているようだ。

冒頭で教科書としていいといったのは、農政のエッセンスもさることながら、近年おきている食の安全問題にさまざまに言及し、同時に基礎的概念が的確に整理されているからだ。

著者は、食の問題が大きな課題となった背景に1) 科学技術の進展、2) グローバル化や貿易の進展、があるという。「SPS措置」は重要としつつも、非関税障壁になる可能性も指摘している。安全を担保するSPSを国際貿易体制の中でどのように改革するか、ということに食の安全の最終節を当てている。政策マンとしてのDNAを持つ著者にとって、おそらくこの辺りの考え方をもっと主張したかったのではないか。是非一読して著者の提案を検証してみたい。

# 金融と経済構造



## 後藤 康雄

上席研究員（非常勤）

（株）三菱総合研究所主席研究員

1988年京都大学経済学部卒業後、日本銀行入行。1995年シカゴ大学経済学修士号取得。1997年（株）三菱総合研究所入社。専門はマクロ経済、金融・財政政策。2009年4月よりRIETI上席研究員（非常勤）兼職。

世界的な金融危機を受け、改めて金融の影響力が認識されている。金融で高い経済成長を実現した「金融立国」型の国々が苦境に立たされているのは、ある意味で自然なことである。しかし、必ずしも金融業のウエイトが高くない国々も、軒並み余波を被っているのが現在の状況である。

### 》古くて新しいテーマ：金融と実体経済の関係

金融と経済の関係は古くて新しい研究テーマである。問題をさらに明確にするために、金融と実体経済の関係と言い換えてもよい。両者の関係はどちらが主でどちらが従かと問われれば、大方の答えは実体経済が主となろう。実体経済あつての金融という基本認識は広く共有されている。しかし、その因果関係は単なる一方通行ではない。逆に金融が実体経済を左右する現象は幅広く観察される。日本銀行などの中央銀行が金利を上げ下げするのは、そうしたメカニズムを前提にしたものにほかならない。昨今の金融危機も、金融から実体経済におよぶ因果関係の代表例である。

しかし、金融から実体経済に定性的な影響があることはほぼ自明であり、それだけでは政策的含意には乏しい。そこに働いている経済メカニズムの「構造」に対する理解が伴わない限り、講じるべき政策対応を深くは議論できない。

以下では、こうした経済構造の重要性を示唆する簡単な実証分析を行ってみよう。具体的には、金利と生産という極めて密接な関係にある変数が、景気全体の中でどのような影響を与えあっているかについて、手法や指標に工夫をしつつ検証する。結果を示す前にやや技術的なことを申し上げおく。金利や生産は極めて明確な数値として客観的に示されるが、それらを包含する景気はとらえどころのない概念である。そうした景気という曖昧な要素を客観的にとらえようという試みは古くからなされてきたが、特に近年は時系列分析の手法の発展を背景に、大きな進歩を遂げている。ここではジェームズ・ハミルトンによる成果を嚆矢としたレジーム・スイッチ型の景気確率判定モデル（注1）を使って、金利と景気の間を概観してみよう。

注1：時系列変数には「拡張」、「後退」といった限られたフェーズがあり、フェーズ（これをレジームと呼ぶ）ごとに異なる確率変動プロセスに従うと想定し、そのプロセスを表すパラメーターを推定する。それにより、過去の各時点がどのフェーズであったかの確率を計算することができる。なお、この変動プロセスがマルコフ過程と仮定されることが一般的なので、マルコフ・スイッチ・モデルと呼ばれることが多い。

用いるデータは、金利については実質短期金利（インフレ率を差し引いた実質ベースの無担保コールレート翌日物）、生産は鉱工業生産指数を採用する。さらに生産指数には、経済構造の変化をみるために、投資財と消費財の2つの指数を用いる。まず、これら3変数からなる2レジーム・スイッチ型

VARモデル（注2）により景気拡張局面にある確率をみてみよう（図1）。大まかな目安としては、確率0.5を上回ると景気拡張期、下回ると後退期に相当する。

注2: 景気拡張と後退の2レジームを想定したベクトル自己回帰（Vector AutoRegressive）モデル。

## 》金利の役割に変化の可能性

厳密な実証分析ではないので期間の長さや変化の度合いについては幅を持って見て頂きたいが、過去の景気のアップダウンを思い起こすと、ますます大まかな流れはとらえている。しかし、ここで筆者が確認したいのは、一見するとこうした（ひとつのモデルで表現できるような）安定的な関係があるようにみえて、実は背後に働いているメカニズムは大きく変化している可能性である。そのため、次の段階の分析を行う。先に推計したのはVARモデルなので、ある変数に発生したショックの影響が各変数にどう波及していくか、というインパルス反応をみることができる。たとえば、金利におけるショックは、（金利自身も含め）3変数のそれぞれに影響をおよぼす。さらにここで用いたのはレジーム・スイッチ型なので、景気拡張レジーム、景気後退レジームそれぞれにおけるインパルスをみるのが可能である（注3）

注3: 本稿のようにレジームごとの反応をみる方法のほか、レジームの変化自体も反応として取り込む方法がある。

3変数×2レジーム=6パターンのインパルス反応が得られるわけだが、さらに経済構造の変化によって変数の反応の仕方が変わっている可能性をみるために、データを80年代と90年代以降に分割してそれぞれ計算を行った。ここで、興味深い例として、景気後退期における消費財指数の反応を紹介しよう。まず金利ショック（すなわち金利上昇）が発生した直後には消費財指数はむしろプラスに反応している。これは、データの期間を問わず観察される、投資財指数とは異なる特徴である。さらに、80年代に比べ、90年代はそうした傾向が強まっている。金利上昇という、本来なら企業にとってネガティブなショックに対してプラスに反応し、さらにその度合いが高まっているのである。

これは、わが国も徐々に内需型に転換し、個人消費の影響度が高まっていることを反映したものかもしれない。景気がよくない時期に金利が上がるような状況では、金利収入などが増加することにより、一時的に個人消費を刺激するという解釈もできる。このように、1980～2000年代という長期

間でみると、わが国の経済構造は我々が思っている以上に変わってきている可能性がある。

以上は小規模なモデルによるラフな実証なので、結果については慎重にみる必要がある。しかし、経済構造面への理解が深まってくると、さまざまな含意が得られることは間違いない。筆者が関心を持っているのは、こうした金融と実体経済の関係における「構造」への理解を深めることである。90年代以降、この分野はさまざまな視点から多くの研究が精力的になされている。本稿では、経済構造が金融と実体経済の関係に果たす役割を強調したが、逆に金融が経済構造に影響する可能性も、重要な問題意識である。わが国においても、適切な手法や理論に立脚し、多面的なデータを用いた研究の蓄積が必要である。

図1 景気拡張に関する平滑化確率の推移

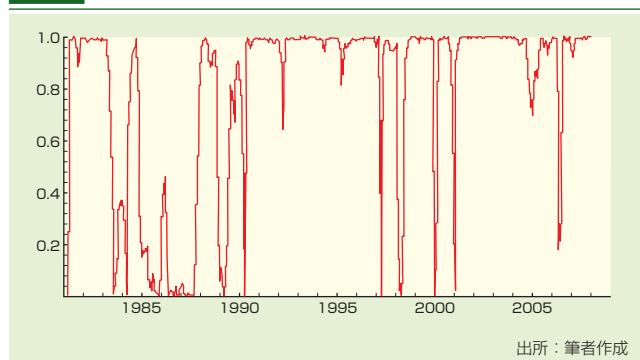
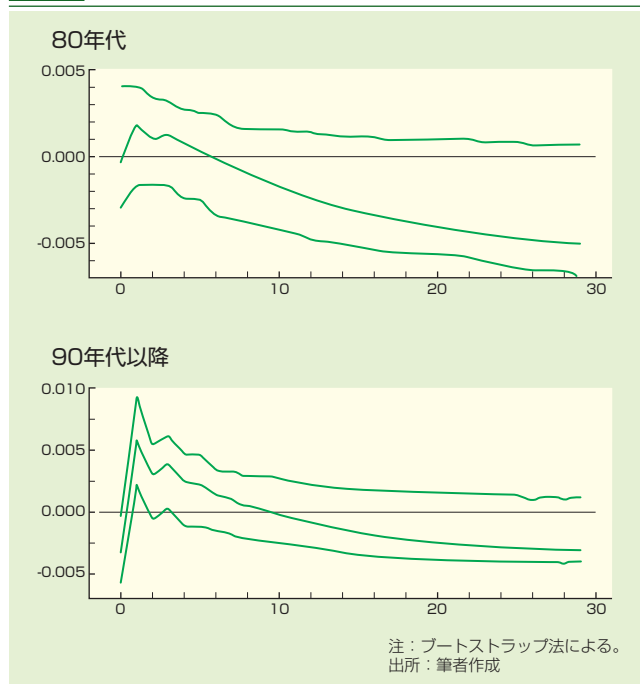


図2 金利ショックに対する消費財生産指数のインパルス反応（景気後退期）



# ディスカッション・ペーパー(DP) 紹介

DPは、研究所内のレビュー・プロセスを経て専門論文の形式にまとめられた研究成果です。本コーナーでは、各DPの要旨をご紹介します。

◆全文は、RIETIウェブサイトからダウンロードできます。www.rieti.go.jp/publications/act\_dp.html

<b>基盤政策研究領域：</b> 経済産業省によって作成された中期目標において設定されている研究領域	ドメイン I	少子高齢化社会における経済活力の維持
	ドメイン II	国際競争力を維持するためのイノベーションシステム
	ドメイン III	経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略
<b>隣接基礎研究領域：</b> RIETIが主体的に、所内のプロセスを経て決定して実施していく研究領域	隣接基礎 A	金融構造、コーポレート・ガバナンスの展開等、企業関連制度
	隣接基礎 B	規制改革と政策評価のあり方
	隣接基礎 C	パネル・マイクロデータの整備と活用

## I. 少子高齢化社会における経済活力の維持

09-J-004 (2009年03月)

### 長寿化が年金財政に与える影響

- 中田 大悟 F
- 蓮見 亮 (社団法人 日本経済研究センター)
- プロジェクト：持続可能な公的年金制度構築のためのマクロ経済・財政シミュレーション分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09j004.pdf>

09-E-005 (2009年02月)

### Technology Spillovers from Multinationals to Local Firms: Evidence from Automobile and Electronics Firms in China

- 元橋 一之 FF
- YUAN Yuan (東京大学)
- プロジェクト：ITと生産性に関する実証分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e005.pdf>

09-E-007 (2009年02月)

### IT, R&D and Productivity of Chinese Manufacturing Firms

- 元橋 一之 FF
- YUAN Yuan (東京大学)
- プロジェクト：ITと生産性に関する実証分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e007.pdf>

09-E-014 (2009年04月)

### Optimal Monetary Policy with Imperfect Unemployment Insurance

- 中嶋 智之 FF
- プロジェクト：イデオシクラティック・リスクと経済変動
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e014.pdf>

## II. 国際競争力を維持するためのイノベーションシステム

09-E-009 (2009年03月)

### Productivity, Returns to Scale and Product Differentiation in the Retail Trade Industry: An empirical analysis using Japanese firm-level data

- 加藤 篤行 F
- プロジェクト：サービス差別化と生産性：独占的競争モデルに基づく生産性分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e009.pdf>

09-E-010 (2009年03月)

### The R&D Process in the U.S. and Japan: Major findings from the RIETI-Georgia Tech inventor survey

- 長岡 貞男 RC/FF

- John P. WALSH (ジョージア工科大学)
- プロジェクト：日本企業の研究開発の構造的特徴と今後の課題
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e010.pdf>

09-E-011 (2009年03月)

### Commercialization and Other Uses of Patents in Japan and the U.S.: Major findings from the RIETI-Georgia Tech inventor survey

- 長岡 貞男 RC/FF
- John P. WALSH (ジョージア工科大学)
- プロジェクト：日本企業の研究開発の構造的特徴と今後の課題
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e011.pdf>

09-E-015 (2009年04月)

### Measurement of the Consumer Benefit of Competition in Retail Outlets

- 松浦 寿幸 (慶應義塾大学)
- 砂田 充 (公正取引委員会競争政策研究センター)
- プロジェクト：サービス産業生産性向上に関する現状分析及び生産性を向上させるための方策などに関する研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e015.pdf>

## III. 経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略

09-E-006 (2009年02月)

### Can East Asia be an Engine of Growth for the World Economy?

- Willem THORBECKE SF
- プロジェクト：Promoting East Asian Production Networks, the Unwinding of Global Imbalances, and the Resolution of the Economic Crisis
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e006.pdf>

## A. 金融構造、コーポレート・ガバナンスの展開等、企業関連制度

09-E-012 (2009年04月)

### Financial Crisis, Firm Dynamics and Aggregate Productivity in Japan

- 細野 薫 (学習院大学)
- プロジェクト：金融・産業ネットワーク研究会および物価・賃金ダイナミクス研究会
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e012.pdf>

09-E-16 (2009年04月)

### Do Banks Have Private Information? Bank Screening and Ex-Post Small Firm Performance

- 細野 薫 (学習院大学)
- Peng Xu (法政大学)
- プロジェクト：金融・産業ネットワーク研究会および物価・賃金ダイナミクス研究会
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09e016.pdf>

## \* BBL セミナー 開催実績

### ◆ 2009年05月13日

井上誠一郎  
(経済産業省)  
「2009年版中小企業白書  
—イノベーションと人材で活路を開く—」

### ◆ 2009年05月12日

石川淳  
(株)電通総研  
「東大広報見聞録  
—広報戦略なき戦略広報—」

### ◆ 2009年05月08日

服部信司  
(財)日本農業研究所  
「アメリカ2008年農業法—議会の立場  
と政権の立場—」

### ◆ 2009年05月07日

齋藤旬  
(東京大学先端科学技術研究センター)  
「日本は、何故、『複数企業を束ねた協業』  
が上手くいかないのか? —会社形態の  
原点回帰 Partnership 論入門—」

### ◆ 2009年04月28日

小田章  
(和歌山大学)  
「観光学部設置とその概要」

### ◆ 2009年04月22日

Jacques MISTRAL  
(The French Institute of International Relations (IFRI))

"'The Third American Revolution' and  
Its International Consequences"

### ◆ 2009年04月17日

深尾 京司 FF  
(一橋大学)  
宮川 努 FF  
(学習院大学)  
「日本産業生産性 (JIP) データベース  
2009」

### ◆ 2009年03月23日

橋本尚  
(青山学院大学)  
八田進二  
(RIETI 監事 / 青山学院大学)  
「わが国会計・開示及び監査制度のレ  
ビュー; 1990年代後半からの改革を検  
証する」

### ◆ 2009年03月18日

Richard CRONIN  
(Henry L. Stimson Center)  
"The Global Financial-Economic Crisis  
and the Obama Administration's  
Policies towards East/Southeast Asia"

### ◆ 2009年03月16日

David SHAMBAUGH  
(The George Washington University)  
"The Old & New Shape of Asian  
International Politics"

### ◆ 2009年03月11日

木下俊彦  
(早稲田大学)  
「グローバル金融危機後の世界経済と日本  
企業の対応」

### ◆ 2009年03月10日

森信茂樹  
(中央大学 / 東京財団上席研究員)  
「納税者番号をめぐる議論について  
—納税者の立場から—」

### ◆ 2009年02月26日

Claude BARFIELD  
(The American Enterprise Institute for  
Public Policy Research)  
"The Politics and Likely Trade Policies  
of the Obama Administration: the Doha  
Round, Preferential Trade Agreements,  
and Asian Regionalism"

### ◆ 2009年02月23日

Nicolas VERON  
(Bruegel)  
"Banking Supervision in Europe: Impact  
of the Financial Crisis"

### ◆ 2009年02月18日

三本松 進  
(独)中小企業基盤整備機構)  
「中小・ベンチャー企業のサービスモデル  
革新と生産性向上、新産業創造に向けて」

## \* 今後の予定

### ● RIETI 政策シンポジウム 世界経済危機下のイノベーション

—能力構築と制度改革のあり方

日 時 : 7月2日(木) 13:30~18:30  
会 場 : 経済産業研究所 国際セミナー室  
東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 11F  
開催言語 : 日本語(同時通訳なし)  
参加費 : 1,000円(学生500円)

### ● CARF-RIETI 共催政策シンポジウム 金融危機と日本経済の行方

日 時 : 7月3日(金) 13:30~17:55(予定)  
会 場 : 経済産業研究所 国際セミナー室  
東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 11F  
開催言語 : 日本語(同時通訳なし)  
参加費 : 1,000円(学生500円)

### ● RIETI 政策シンポジウム 世界不況と国際経済

—日本の対応

日 時 : 7月16日(木) 10:00~17:20(予定)  
会 場 : 全国社会福祉協議会・灘尾ホール  
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 1F  
開催言語 : 日本語(同時通訳なし)  
参加費 : 2,000円(学生1,000円)

※内容は予告なく変更になる場合があります。 ※詳細はRIETIウェブサイトをご覧ください。 <http://www.rieti.go.jp/jp/events/symposium.html>



独立行政法人 **経済産業研究所**  
<http://www.rieti.go.jp>